

# 宇多津町地域防災計画

(地震対策編)

令和3年11月

宇多津町防災会議



## 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1節 目 的 .....	3
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱 .....	3
第3節 町計画の周知徹底及び修正 .....	15
第4節 被害想定 .....	16
第5節 地震・津波防災対策の推進 .....	40
第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針 .....	45
第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 .....	47
第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進） .....	57
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>59</b>
第1節 防災知識の普及計画 .....	61
第2節 自主防災組織の育成に関する計画 .....	65
第3節 総合防災訓練計画 .....	69
第4節 ライフライン等災害予防計画 .....	71
第5節 火災予防計画 .....	73
第6節 危険物施設等災害予防計画 .....	75
第7節 都市防災対策計画 .....	76
第8節 建造物等災害予防対策 .....	77
第9節 地盤災害予防対策 .....	79
第10節 公共施設災害予防対策 .....	81
第11節 防災施設等整備計画 .....	83
第12節 防災業務体制整備計画 .....	85
第13節 緊急輸送体制整備計画 .....	88
第14節 避難体制整備計画 .....	90
第15節 医療計画 .....	95
第16節 防疫、保健衛生計画 .....	96
第17節 ごみ及び災害廃棄物処理計画 .....	96
第18節 要配慮者対策計画 .....	97
第19節 文教災害予防計画 .....	101
第20節 ボランティア活動環境整備計画 .....	103
第21節 被災動物の保護計画 .....	104

第22節 帰宅困難者対策計画 .....	106
第23節 業務継続計画（BCP）策定計画.....	108
<b>第3章 災害応急対策計画.....</b>	<b>109</b>
第1節 活動体制計画.....	111
第2節 広域応援計画・広域避難受入計画 .....	121
第3節 自衛隊災害派遣要請計画.....	126
第4節 地震に関する情報の伝達計画 .....	132
第5節 災害情報収集・伝達計画.....	137
第6節 通信運用計画.....	144
第7節 広報計画.....	147
第8節 避難対策計画.....	150
第9節 二次災害防止対策 .....	158
第10節 消防に関する計画.....	159
第11節 水防活動に関する対策.....	160
第12節 輸送対策 .....	161
第13節 給食計画 .....	164
第14節 給水計画 .....	167
第15節 生活必需品等供給計画.....	169
第16節 医療救護計画.....	171
第17節 公共施設等応急復旧計画.....	176
第18節 危険物施設等災害応急対策計画 .....	178
第19節 防疫、保健衛生計画 .....	179
第20節 廃棄物処理計画 .....	182
第21節 遺体の搜索、処理、火葬・埋葬計画.....	185
第22節 文教対策計画.....	186
第23節 住宅の応急確保対策 .....	192
第24節 社会秩序維持計画.....	198
第25節 ライフライン等応急復旧計画.....	199
第26節 農水産関係応急対策計画.....	202
第27節 ボランティア受入計画.....	204
第28節 要配慮者応急対策計画.....	206
第29節 災害救助法の適用計画.....	209
<b>第4章 災害復旧計画.....</b>	<b>212</b>

第1節 復旧・復興の基本方針 .....	214
第2節 公共施設等災害復旧計画 .....	216
第3節 被災者等生活再建支援計画 .....	217



# 第1章 総 則



## 第1節 目 的

### 第1 計画の目的

この計画は、本町における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関、町指定公共機関及び公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「宇多津町地域防災計画」の「地震対策編」として宇多津町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「宇多津町地域防災計画（一般対策編）」の定めるところによる。

また、この「地震対策編」は、「津波対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

### 第1 防災関係機関及び町民の責務

#### 1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### 2 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

### 3 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康をまもるために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

### 7 町民

町民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

## 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### (1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導

- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 注意報・警報等の住民への周知措置
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 被災者の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 坂出市消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(3) 宇多津町消防団

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(4) 県（中讃土木事務所、中讃土地改良事務所、中讃保健福祉事務所含む）

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進

- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 注意報・警報等の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 緊急輸送等の確保
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(5) 香川県広域水道企業団

- 災害時における水道の被害情報の収集及び県、町への報告連絡
- 災害時における水道水の供給確保
- 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(6) 坂出警察署

- 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
- 被災者の救出救助及び避難指示
- 交通規制及び管制
- 広域応援等の要請及び受入れ
- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(7) 指定地方行政機関

ア 中国四国管区警察局四国警察支局

- 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
- 警察庁及び他管区警察局との連携
- 支局内防災関係機関との連携
- 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- 警察通信の確保及び統制

- 警察災害派遣隊の運用
  - 支局内各県警察の津波警報等の伝達
- イ 四国厚生支局
- (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
- ウ 香川労働局（坂出労働基準監督署、坂出公共職業安定所）
- 労働災害防止についての監督指導
  - 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施
  - 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
  - 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
  - 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
  - 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
- エ 中国四国農政局（高松地域センター）
- 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
  - 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
  - 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
  - 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
  - 被災地への営農資材の供給の指導
  - 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
  - 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
  - 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
  - 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
- オ 四国地方整備局（香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）
- 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
  - 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
  - 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
  - 海上の流出油等に対する防除措置
  - 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
  - 飛行場の災害復旧
- カ 四国総合通信局
- 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監理

- 被災地における電気通信の確保のための応急対策及び電波の監理

キ 四国財務局

- 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
- 地方公共団体に対する災害融資
- 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- 災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置

ク 四国経済産業局

- 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

ケ 四国運輸局（香川運輸支局）

- 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- 陸上及び海上における緊急輸送の確保
- 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

コ 大阪管区气象台（高松地方气象台）

- 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集、発表
- 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報、並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力
- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

サ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部、坂出海上保安署）

- 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
- 災害時における人員及び物資の緊急輸送
- 海上における流出油等の防除等、交通安全の確保、治安の維持
- 航路標識等の整備

シ 中国四国地方環境事務所（高松事務所）

- 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること
- 家庭動物の保護等に係る支援

ス 中国四国防衛局（高松防衛事務所）

- 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
- 災害時における米軍部隊との連絡調整

セ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）

- 国有林野の治山、治水事業の実施
- 国有保安林の整備保全
- 災害復旧用木材（国有林）の供給

ソ 中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部

- 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

タ 大阪航空局（高松空港事務所）

- 空港施設の整備及び点検
- 災害時の飛行規制等とその周知
- 緊急輸送の拠点としての機能確保
- 遭難航空機の捜索及び救助

(8) 自衛隊

- 災害派遣の実施

（被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等）

(9) 指定公共機関

ア 日本銀行（高松支店）

- 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 各種措置に関する広報

イ 日本赤十字社（香川県支部）

- 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- 輸血用血液の確保供給
- 救援物資の備蓄及び供給
- 義援金の募集及び配分
- ボランティア活動の体制整備及び支援

ウ 四国旅客鉄道(株)

- 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
- 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

エ NTT西日本(株) (香川支店)、KDDI(株) (四国支店)、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)

- 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時における非常緊急通話の確保

オ 四国電力(株)・四国電力送配電(株) (坂出事業所)

- 電力通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時における電力の供給確保

カ 日本郵便株式会社四国支社 (宇多津郵便局、宇多津網の浦郵便局)

- 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
- 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

キ 日本放送協会 (高松放送局)

- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
- 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力

ク 日本通運(株) (四国支店)、四国福山通運 (株)高松支店、佐川急便(株)西日本支社四国支店、ヤマト運輸(株)香川主管支店、四国西濃運輸(株)高松支店

- 災害時における陸上輸送の確保

ケ (独) 水資源機構吉野川本部

- 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施

コ (独) 国立病院機構中四国ブロック事務所

- 災害時における (独) 国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
- 広域災害における (独) 国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
- 災害時における (独) 国立病院機構の被災情報収集、通報
- (独) 国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

サ 西日本高速道路(株)四国支社

○ 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

シ 本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)

○ 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

ス イオン(株)、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス

○ 災害時における物資の調達・供給確保

(10) 指定地方公共機関

ア 四国ガス(株) (丸亀支店)

○ ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○ 災害時におけるガス供給の確保

イ (一社)香川県バス協会、(一社)香川県トラック協会

○ 災害時における陸上輸送の確保

ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川

○ 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施

○ 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

エ (一社)香川県医師会

○ 災害時における収容患者の医療の確保

○ 災害時における負傷者等の医療救護

オ (公社)香川県看護協会

○ 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動

○ 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動

○ 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

カ (一社)香川県LPガス協会

○ LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○ 災害時におけるLPガス供給の確保

(11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

ア 香川県下水道公社 (大東川浄化センター)

○ 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施

イ 香川県農業協同組合 (宇多津支店)

○ 関係機関が行う被害調査の協力

- 被災施設等の災害応急対策
- 被災組合員に対する融資等の斡旋
- ウ 坂出市医師会、綾歌郡歯科医師会、坂出市薬剤師会、医療機関
  - 災害時における収容患者の医療の確保
  - 災害時における負傷者等の医療救護
  - 災害時における医療資機材及び医薬品等の確保
- エ 社会福祉施設、学校等の管理者
  - 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
  - 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- オ 宇多津町社会福祉協議会
  - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
  - ボランティア活動の体制整備及び支援
- カ 宇多津商工会
  - 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力
  - 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
- キ 石油類等取扱機関
  - 石油類の防災管理
  - 被災時における石油類の供給
- ク 宇多津町L P ガス協会及びL P ガス取扱機関
  - L P ガスの防災管理
  - 被災時におけるL P ガスの安定供給
- ケ 輸送機関
  - 輸送施設等の整備と防災管理
  - 災害時における輸送の確保
  - 防災機関の行う輸送活動の協力
  - 被災施設の調査と災害復旧
- コ 宇多津町建設業組合及び宇多津町上下水道工事業協同組合
  - 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策の協力
  - 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策に使用する資機材の提供協力
- サ 宇多津町婦人会
  - 町災害対策本部の行う救護活動の協力
- シ 危険物施設の管理者

- 災害時における危険物の保安措置

ス 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

- 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

#### セ 宇多津漁業共同組合

- 関係機関が行う被害調査の協力
- 被災施設等の災害応急対策
- 被災組合員に対する融資等の斡旋

#### (12) 町民

- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

### (13) 自主防災組織

- あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

### (14) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

### 第3節 町計画の周知徹底及び修正

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、適宜町民にも広く周知を図るものとする。

また、この計画は、毎年検討を加え、必要な修正があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

## 第4節 被害想定

### 1 平成24年度香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）

#### (1) 調査の概要

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。さらに同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」とし、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

想定地震	本町の最大震度
①南海トラフ地震（最大クラス）	6強
②南海トラフ地震（発生頻度の高いもの）	5強
③直下型地震（中央構造線）	6強
④直下型地震（長尾断層）	5強

※「香川県地震・津波被害想定第一次報告書」（平成25年3月31日）及び「香川県地震・津波被害想定第二次報告書」（平成25年8月28日）による。

#### (2) 被害想定の対象地震

被害想定の対象とする地震は、「海溝型地震」と「直下型地震」である。

このうち、南海トラフを震源とする海溝型地震は、地震（揺れ）に加え、津波も対象として、被害想定を行っている。

タイプ	海溝型地震		直下型地震	
震源域	南海トラフ※1		中央構造線	長尾断層
	最大クラス※2	発生頻度の高いもの ※3		

地震	(Mw9.0)	内閣府と相談・ 検討したモデル	(M8.0)	(M7.1)
津波 (参考)	(Mw9.1)		—	—

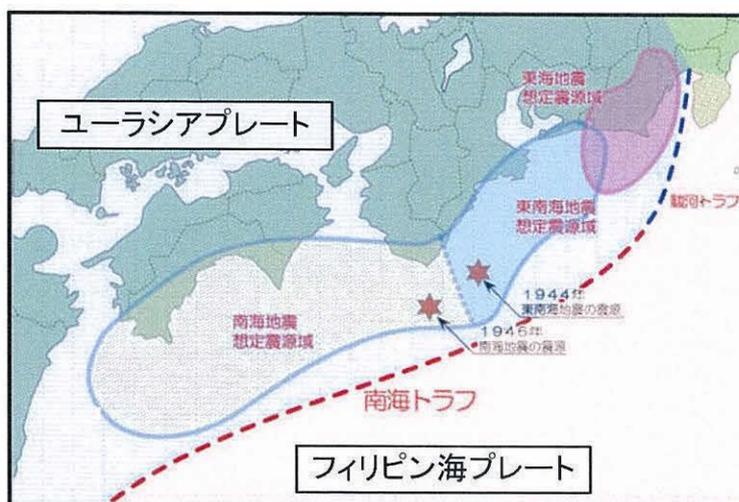
(注) Mw : モーメントマグニチュード※4      M : マグニチュード ※5

(注) 津波については、参考で記載している。

### ※1 南海トラフ

プレートが沈み込み海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼ぶ。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。

南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4000mもある巨大な海底の溝である。



### ※2 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。

### ※3 発生頻度の高いもの

発生頻度の高いものとは、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスに比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波である。

### ※4 モーメントマグニチュード (Mw)

地震は地下の岩盤がずれて起こるものである。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュード (Mw) という。

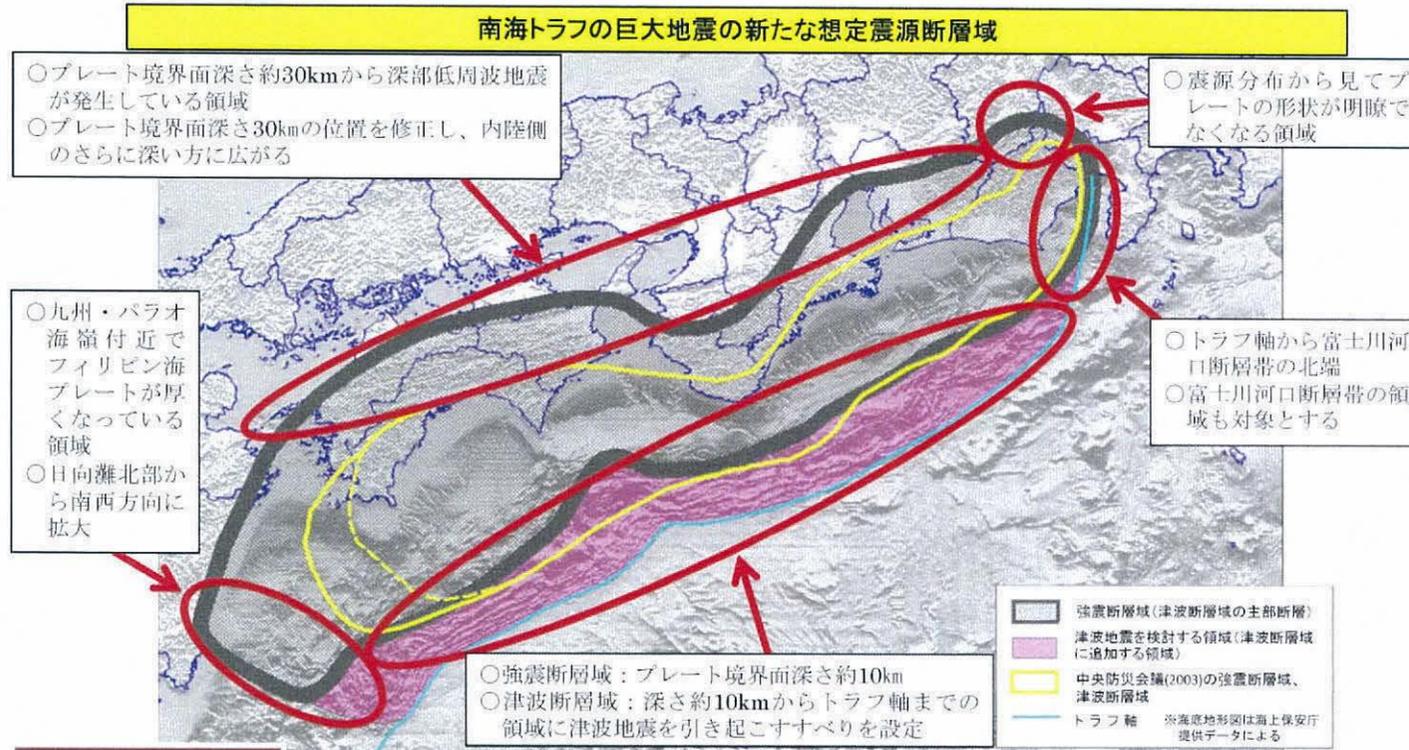
いわゆるマグニチュード (M) は、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に広く使われている。

### ※5 マグニチュード (M)

一般的にマグニチュードといえば、日本では、気象庁マグニチュードを指す。これは、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーである。

ア 最大クラスの想定震源域・想定津波波源域

最大クラスの想定震源域・想定津波波源域は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で示されたものを採用している。

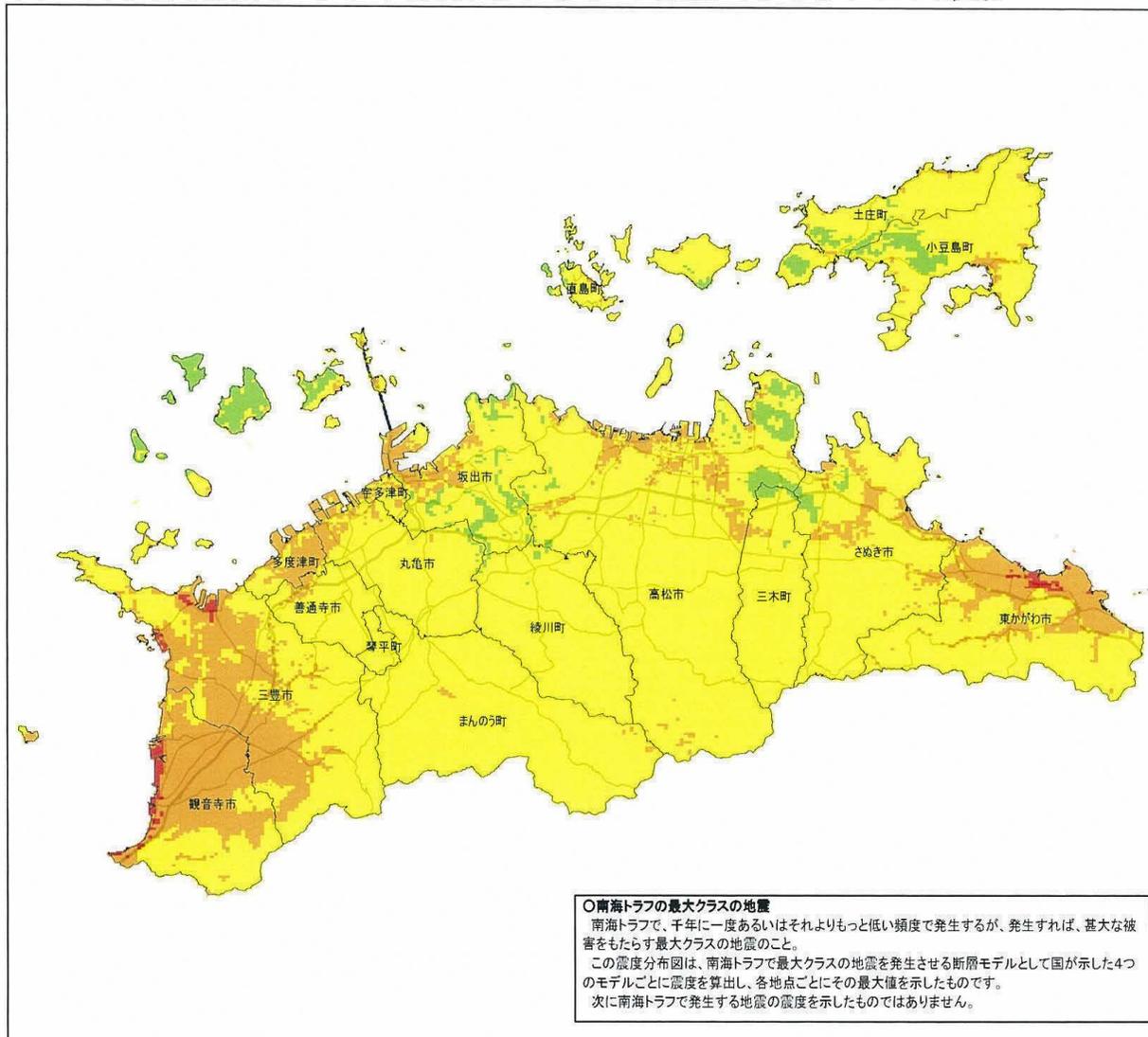


**地震の規模(確定値)**

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

H24. 8. 29内閣府公表資料より

# 香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



**○南海トラフの最大クラスの地震**  
 南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりも低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。  
 この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。  
 次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。

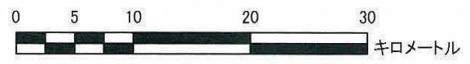


震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

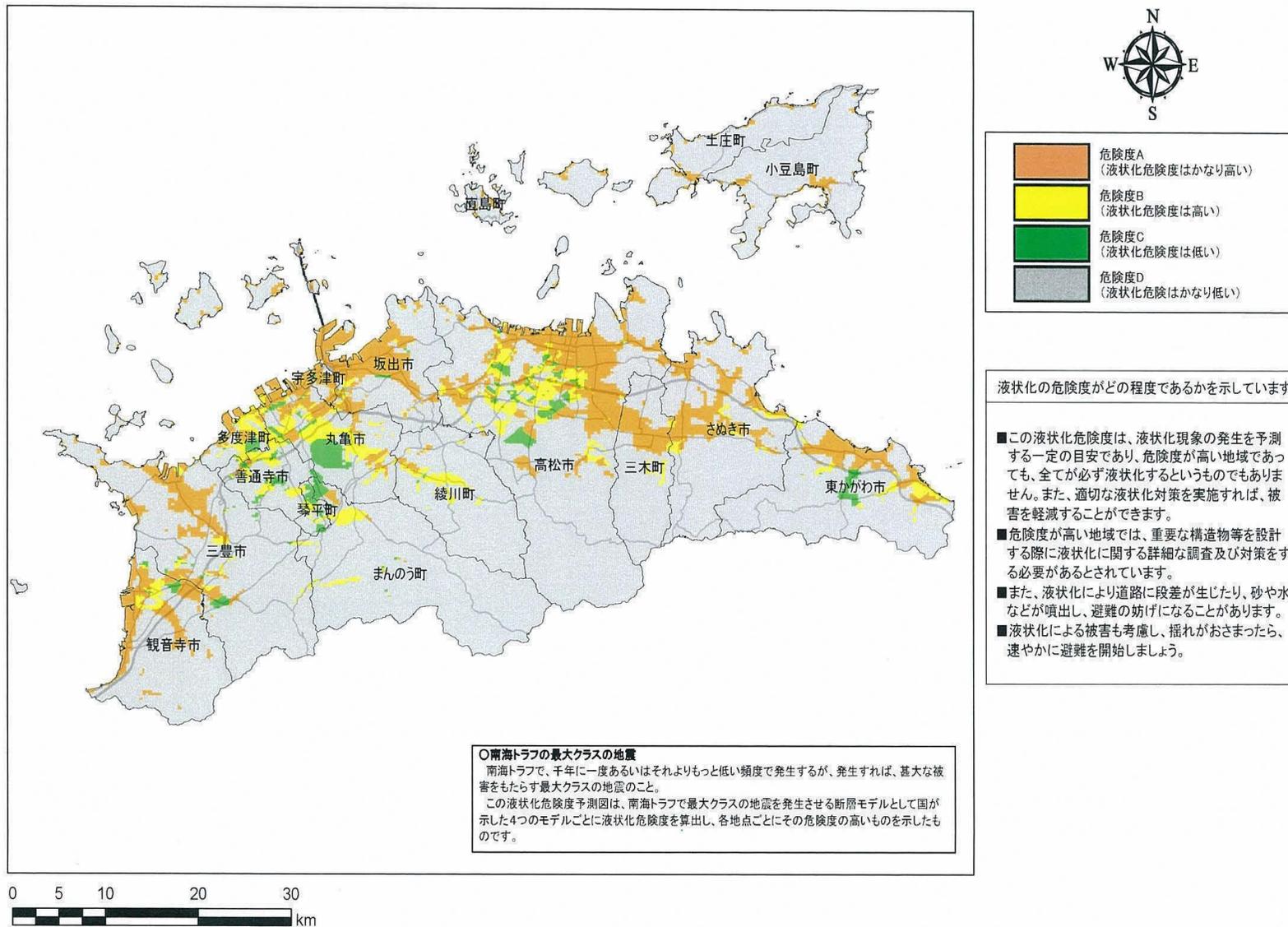
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょ。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょ。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょ。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える
6強	はわないと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える
6弱	立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、互が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	物につかまらなると歩くことが難しい 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 床の重い物置が、倒れることがある
3	大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



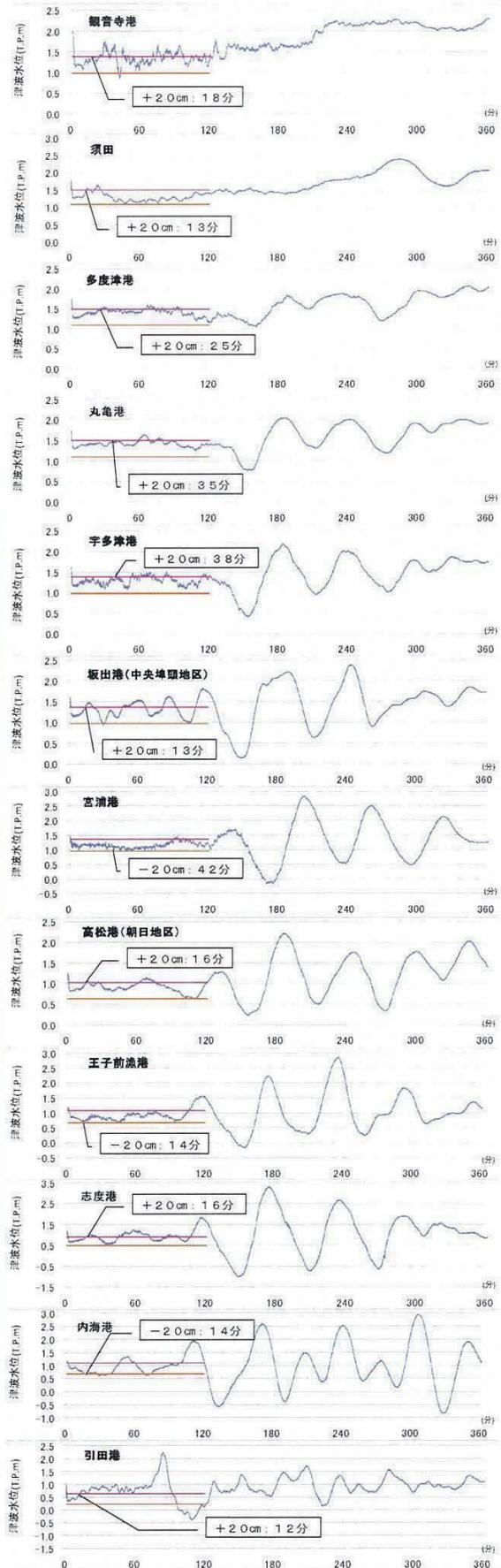
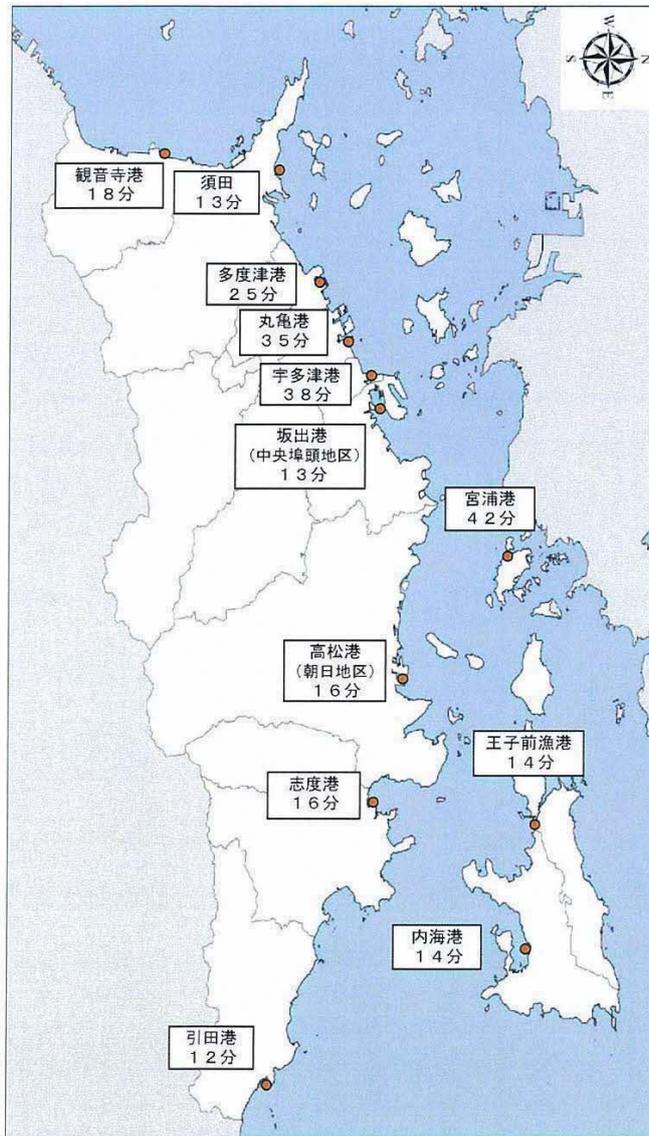
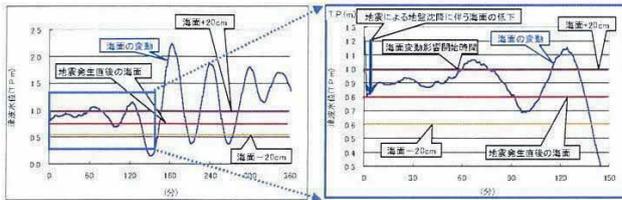
# 海面変動影響開始時間予測図（主要地点）

（南海トラフの最大クラスの津波）

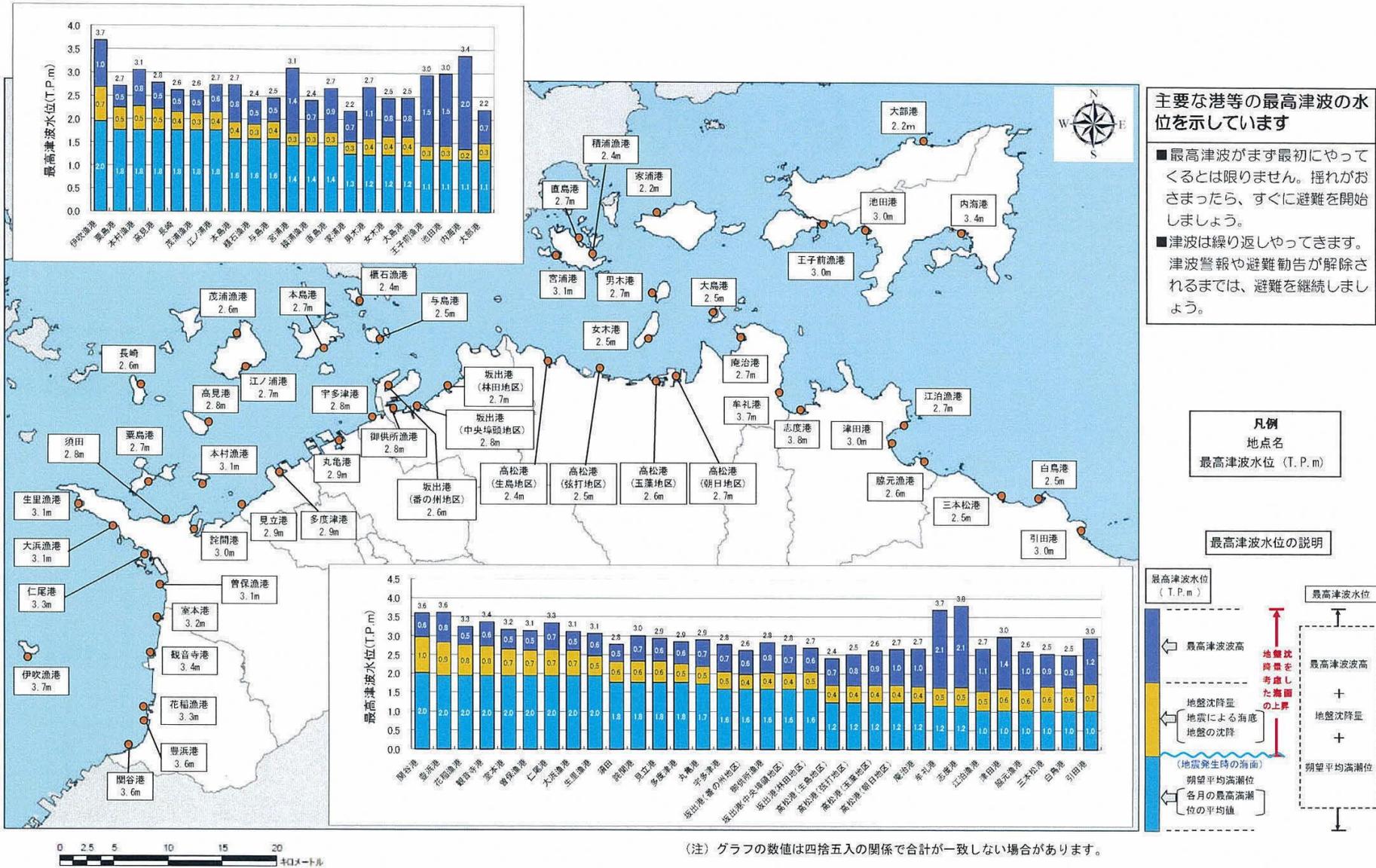
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。

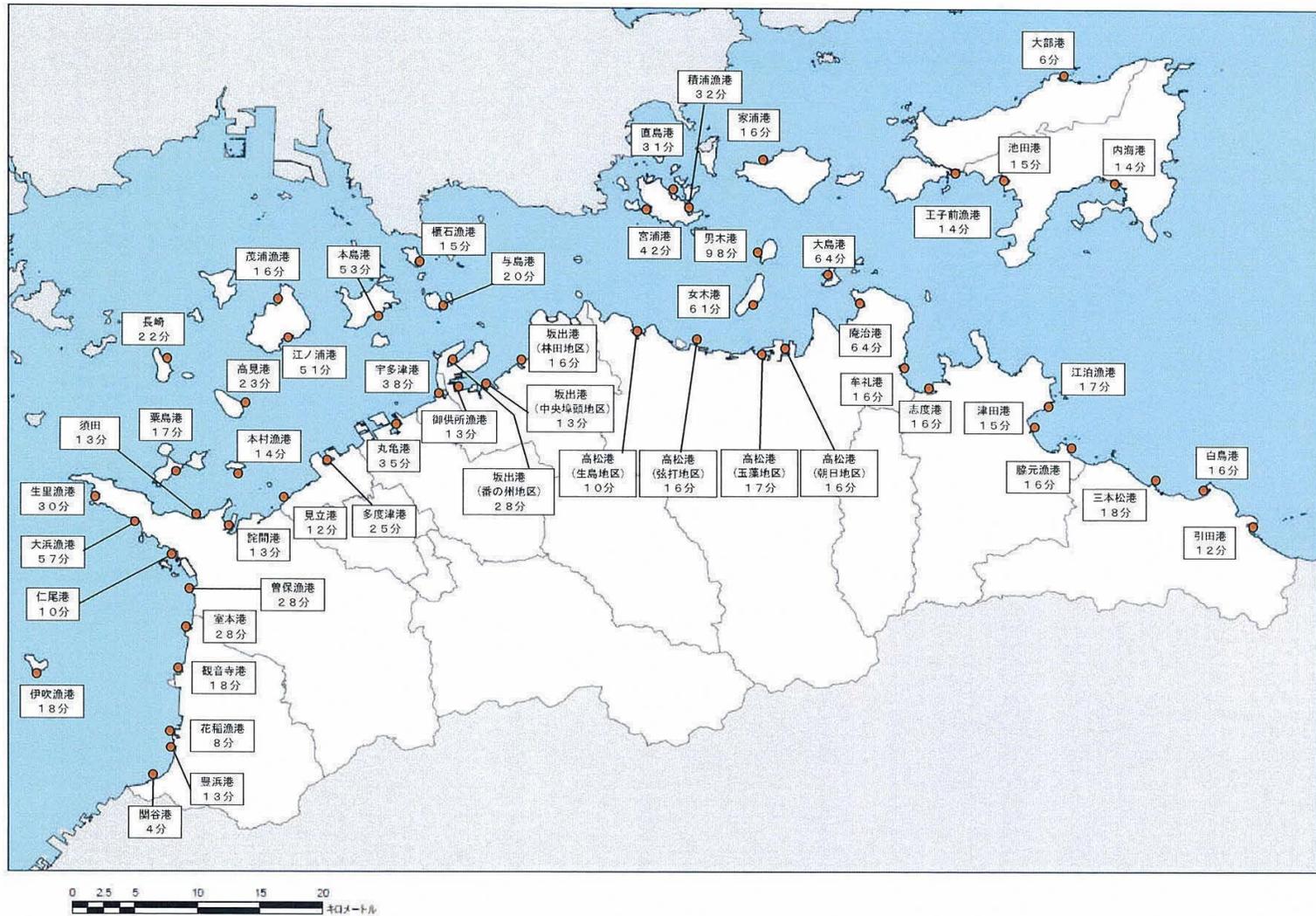
海面変動影響開始時間の説明



# 最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）

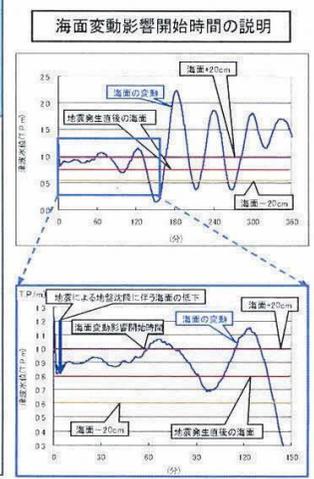


# 海面変動影響開始時間予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



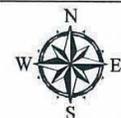
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に、外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。



# 香川県津波浸水想定 地域海岸:中讃 <丸亀市・宇多津町①>

図面番号 8 / 40



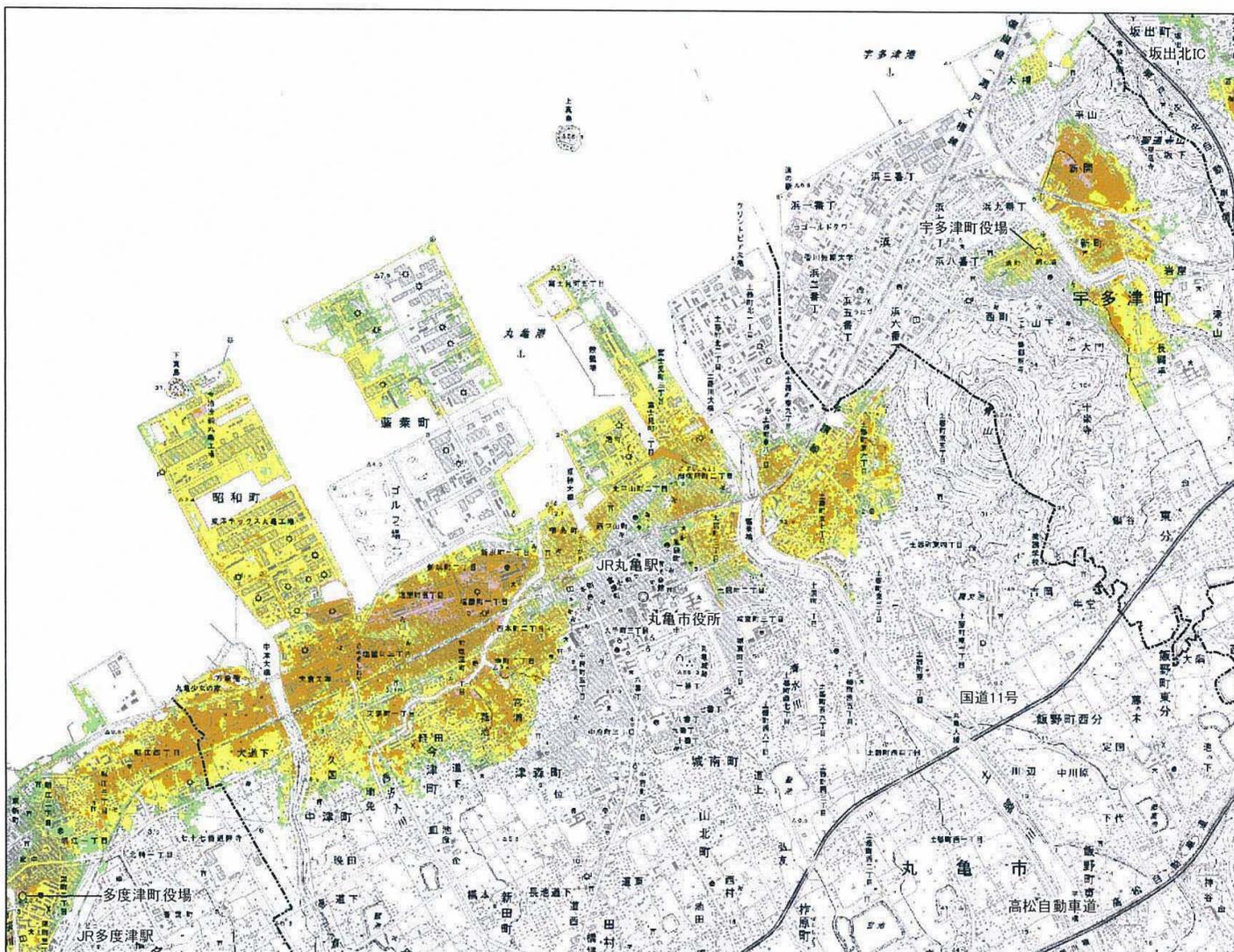
浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



**【留意事項】**

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がります。

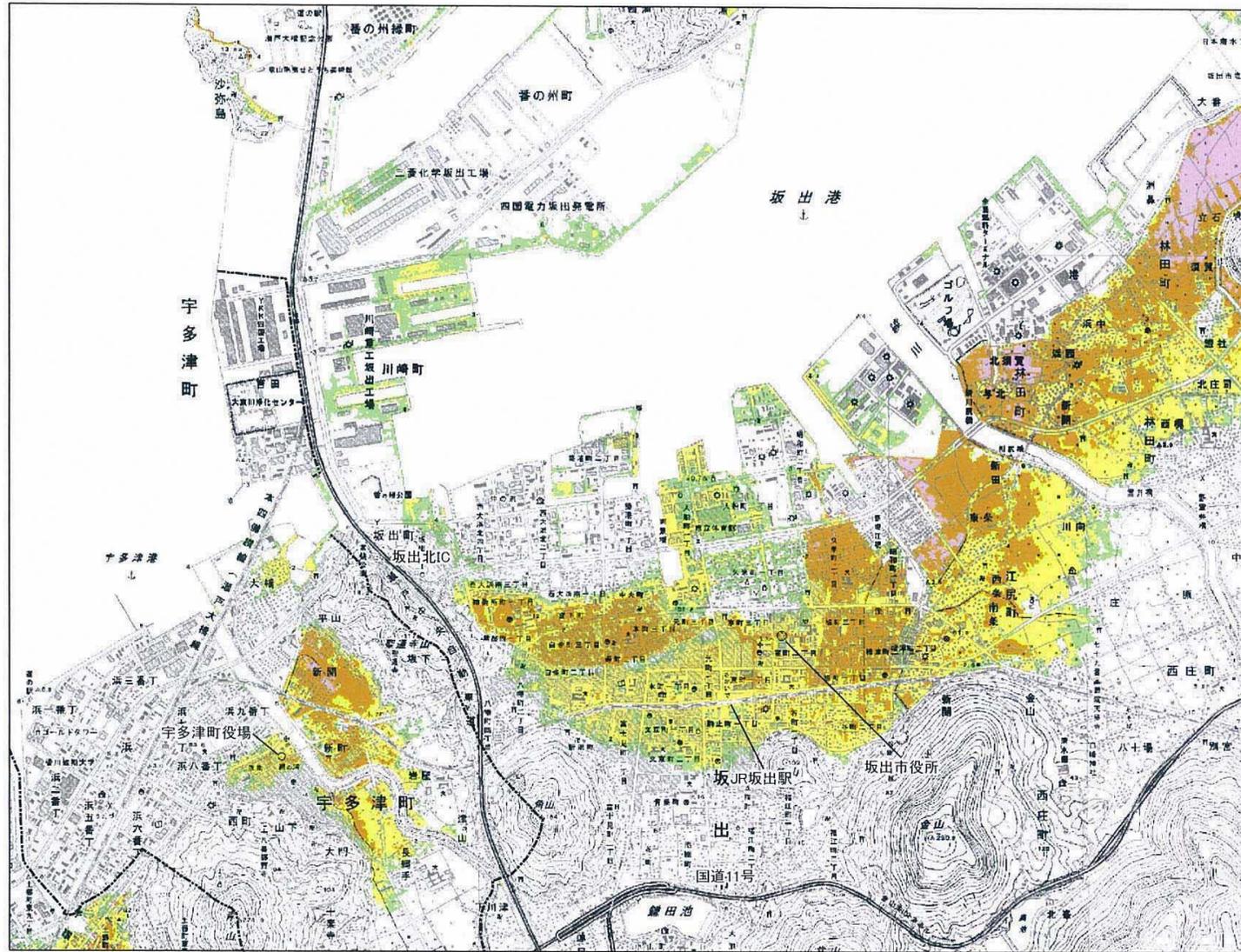


1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan



# 香川県津波浸水想定 地域海岸:中讃 <宇多津町②・坂出市①>

図面番号 9 / 40



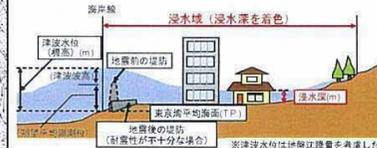
浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



**【留意事項】**

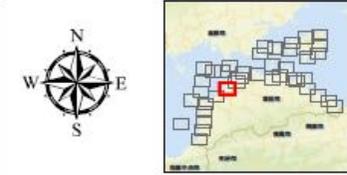
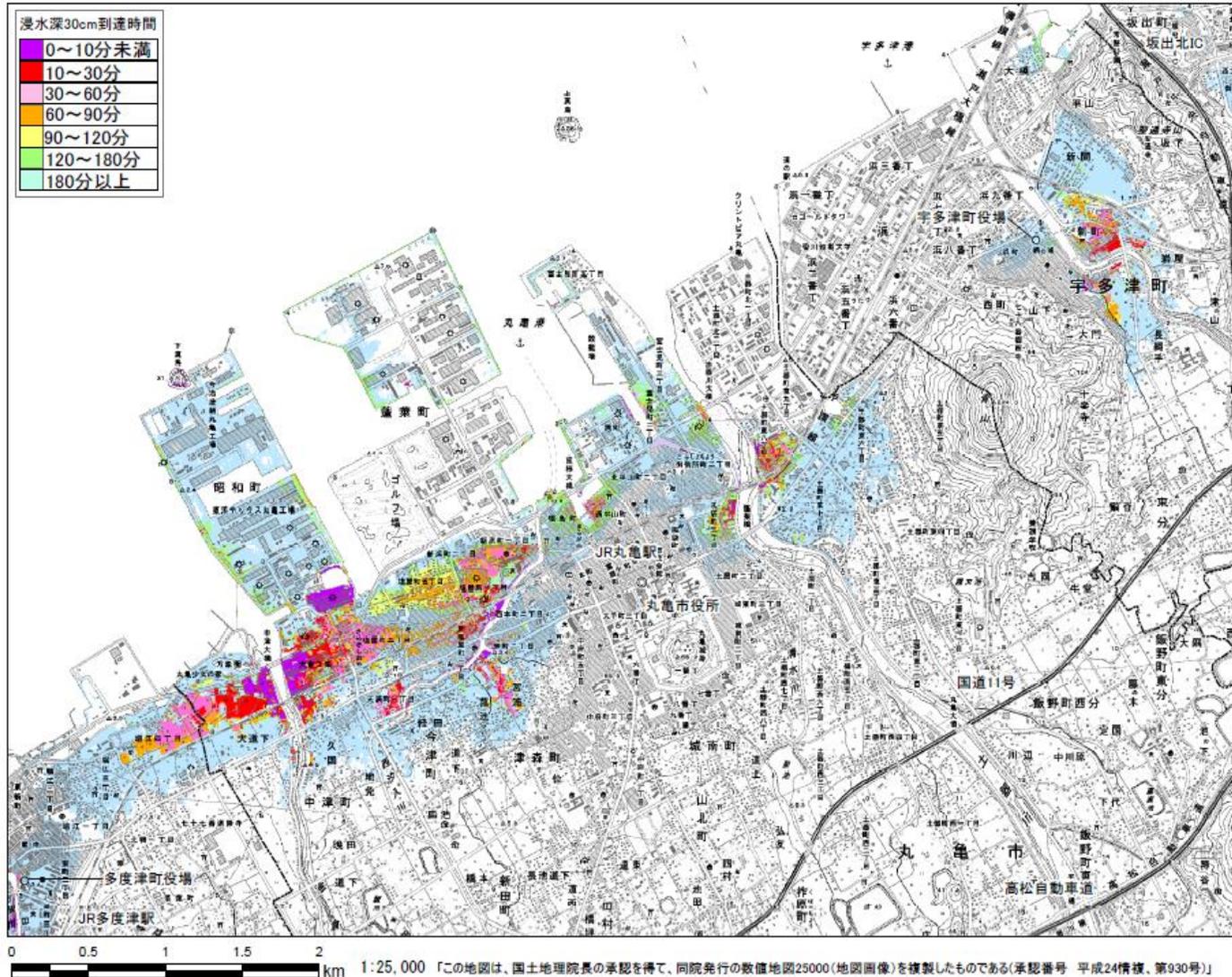
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情複、第930号)」 (C)Esri Japan

# 浸水深30cm到達時間予測図（最大クラス）〈丸亀市・宇多津町①〉

図面番号 8 /40



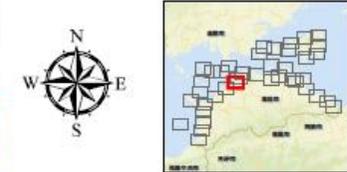
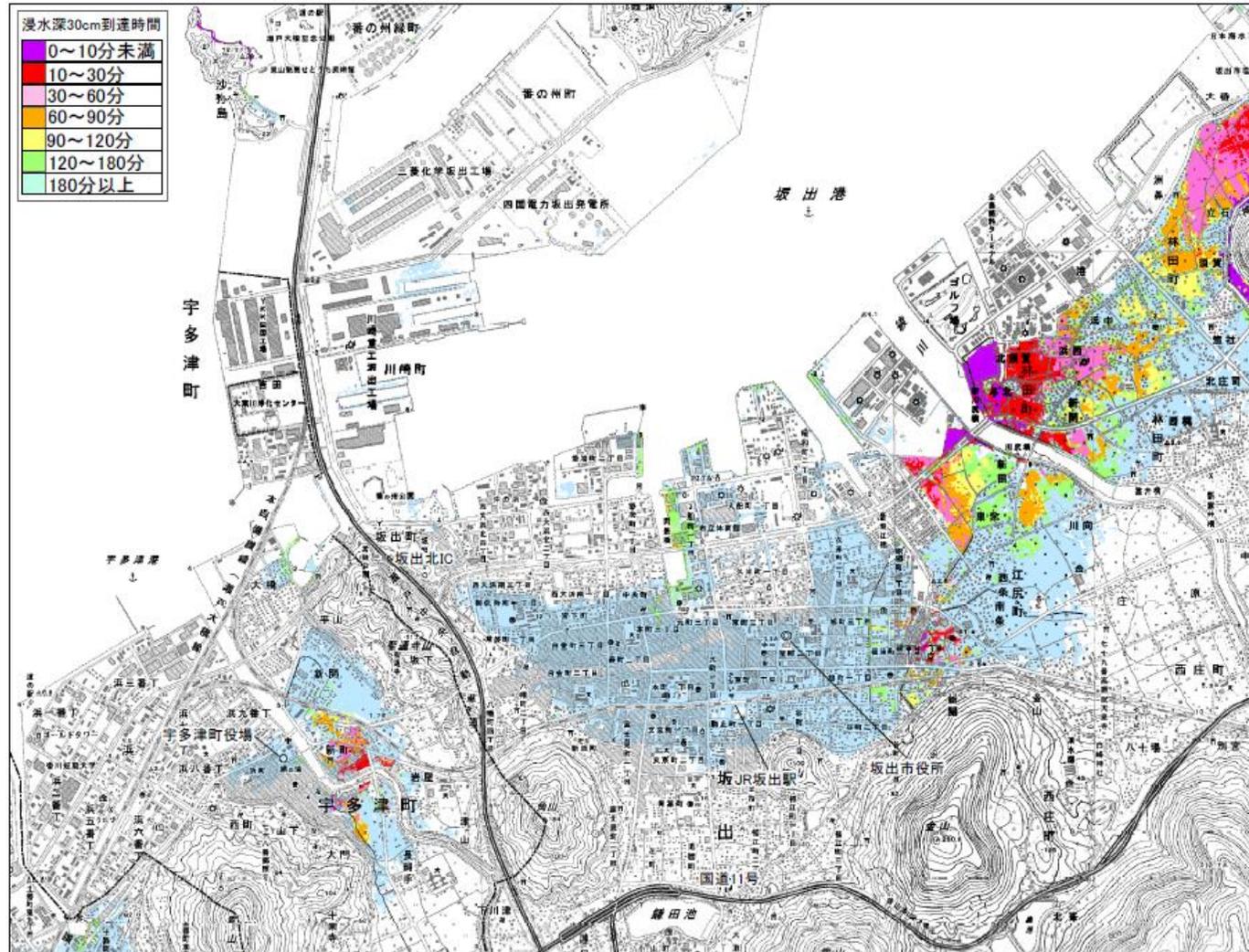
避難できなくなる恐れのある浸水の深さ（30cm）の到達時間を示しています

- この予測図は地震動により、全ての堤防や防波堤が壊れるという前提条件のもとに推計したものです。
- 実際は、この時間とおりに浸水するとは限りません。
- 地震に伴う地盤沈降や液状化の影響により、地盤高が低下し、津波がくる前に浸水が生じる地域もあります。
- 揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。



# 浸水深30cm到達時間予測図（最大クラス）〈宇多津町②・坂出市①〉

図面番号 9 / 40



**避難できなくなる恐れのある浸水の深さ（30cm）の到達時間を示しています**

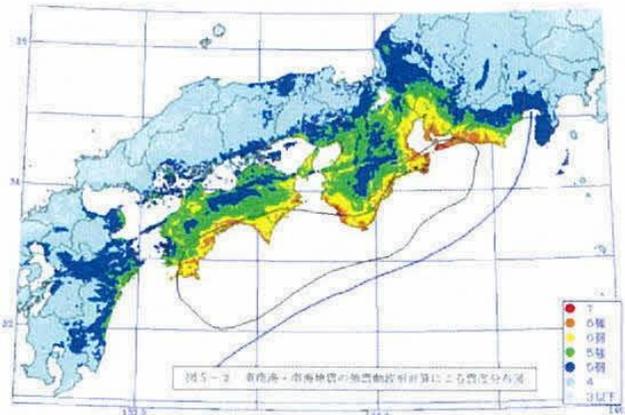
- この予測図は地震動により、全ての堤防や防波堤が壊れるという前提条件のもとに推計したものです。
- 実際は、この時間とおりに浸水するとは限りません。
- 地震に伴う地盤沈降や液状化の影響により、地盤高が低下し、津波がくる前に浸水が生じる地域もあります。
- 揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。



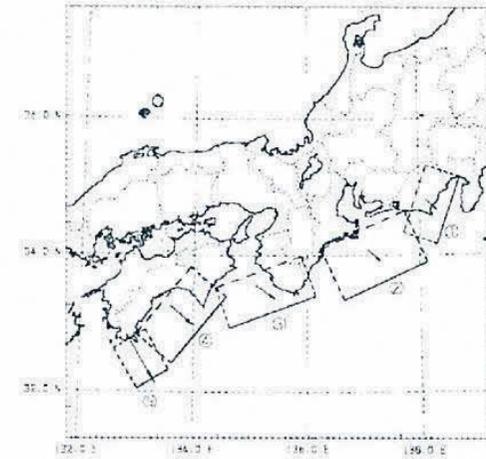
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」

イ 発生頻度の高い地震・津波断層モデル

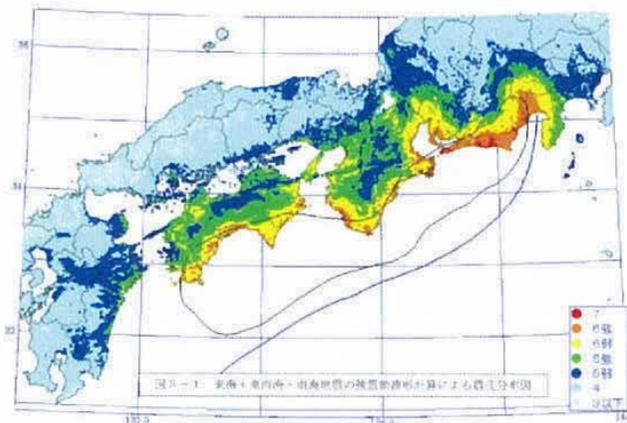
地震の強震断層モデルは、「南海トラフにおける発生頻度の高い津波の基本的な考え方」（平成 24 年 8 月 29 日内閣府公表資料）を踏まえ、下記の 4 地震のモデルを採用している。また、震度分布図は、この 4 つのモデルにおける震度の最大値の分布図としている。



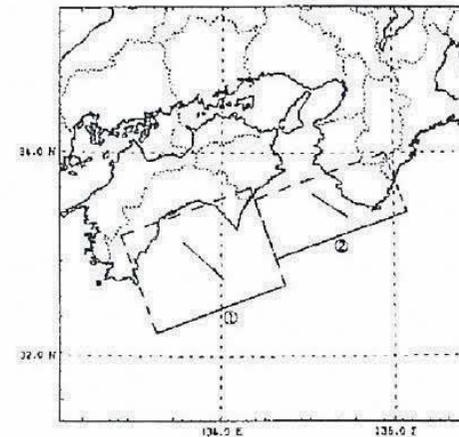
① 東南海・南海地震・2連動モデル(M8.6)



③ 宝永地震モデル: 1707(M8.6)



② 東海・東南海・南海地震・3連動モデル(M8.7)



④ 安政南海地震モデル: 1854(M8.4)

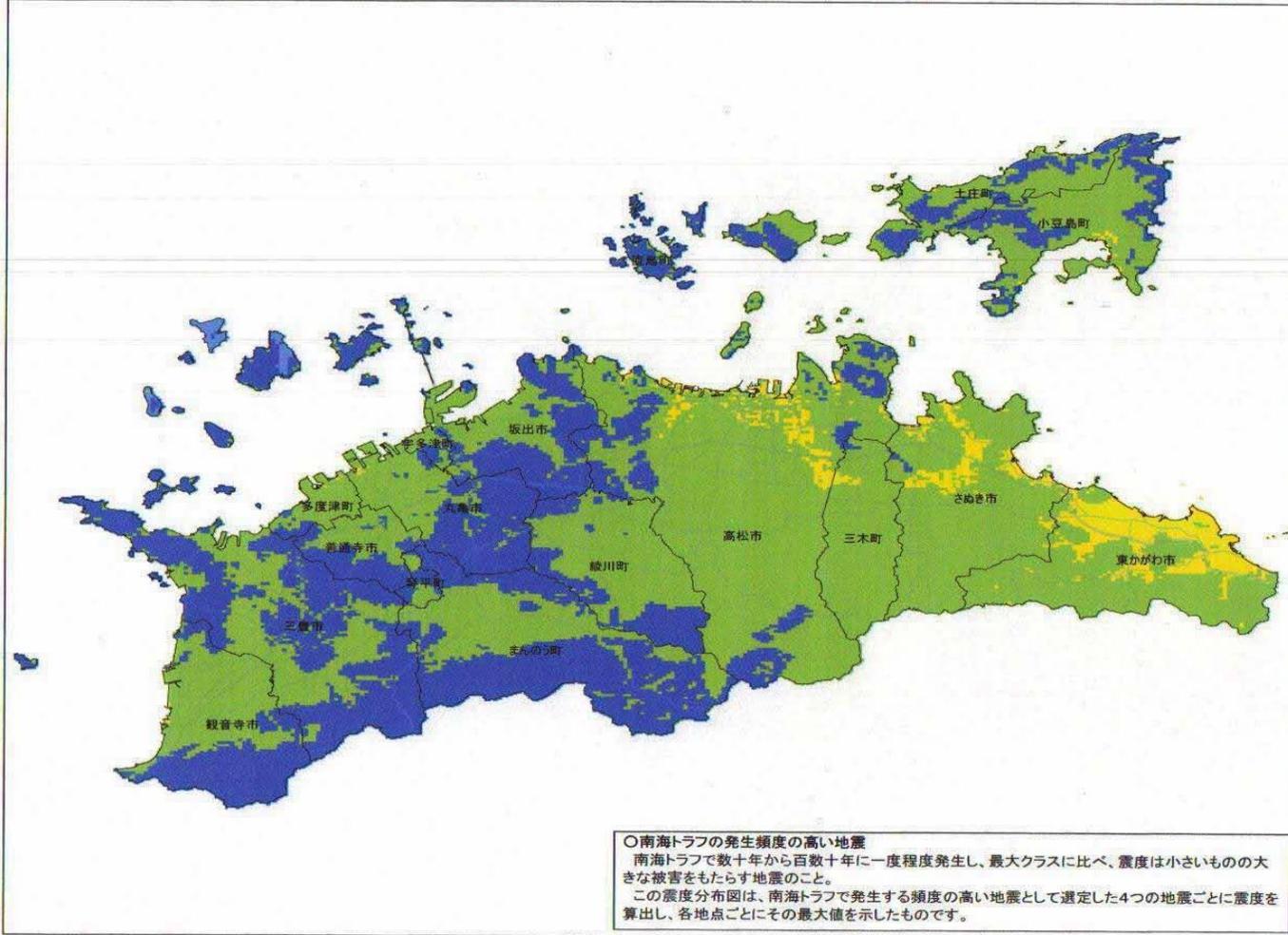
# 香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

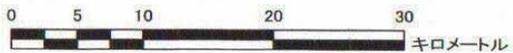
南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。



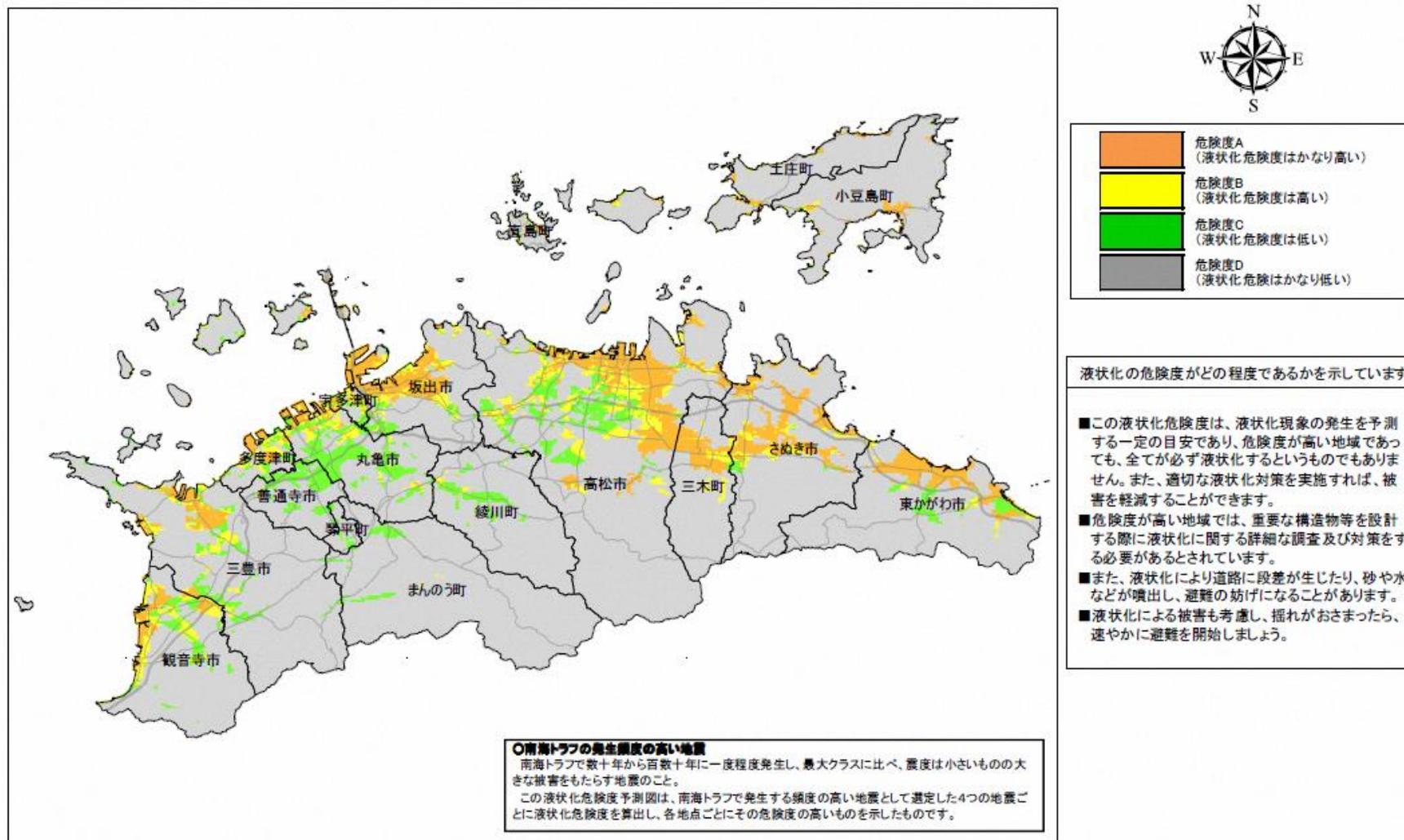
○南海トラフの発生頻度の高い地震  
 南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。  
 この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる</li> <li>耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある</li> <li>耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える</li> </ul>
6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>はわないと動くことができない、飛ばされることもある</li> <li>固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える</li> <li>大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある</li> <li>耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える</li> </ul>
6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>立っていることが困難になる</li> <li>固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある</li> <li>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある</li> <li>耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある</li> </ul>
5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>物につかまらなさと歩くことが難しい</li> <li>棚にある食器類や本が落ちることが多くなる</li> <li>固定していない家具が倒れることがある</li> <li>補強されていないブロック塀が倒れることがある</li> </ul>
5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる</li> <li>棚にある食器類や本が落ちることがある</li> <li>固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの人が驚く</li> <li>電灯などのつり下げ物は大きく揺れる</li> <li>床の重い物置が、倒れることがある</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまらなさと感じる</li> <li>棚にある食器類や本が落ちることがある</li> <li>固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある</li> </ul>



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)

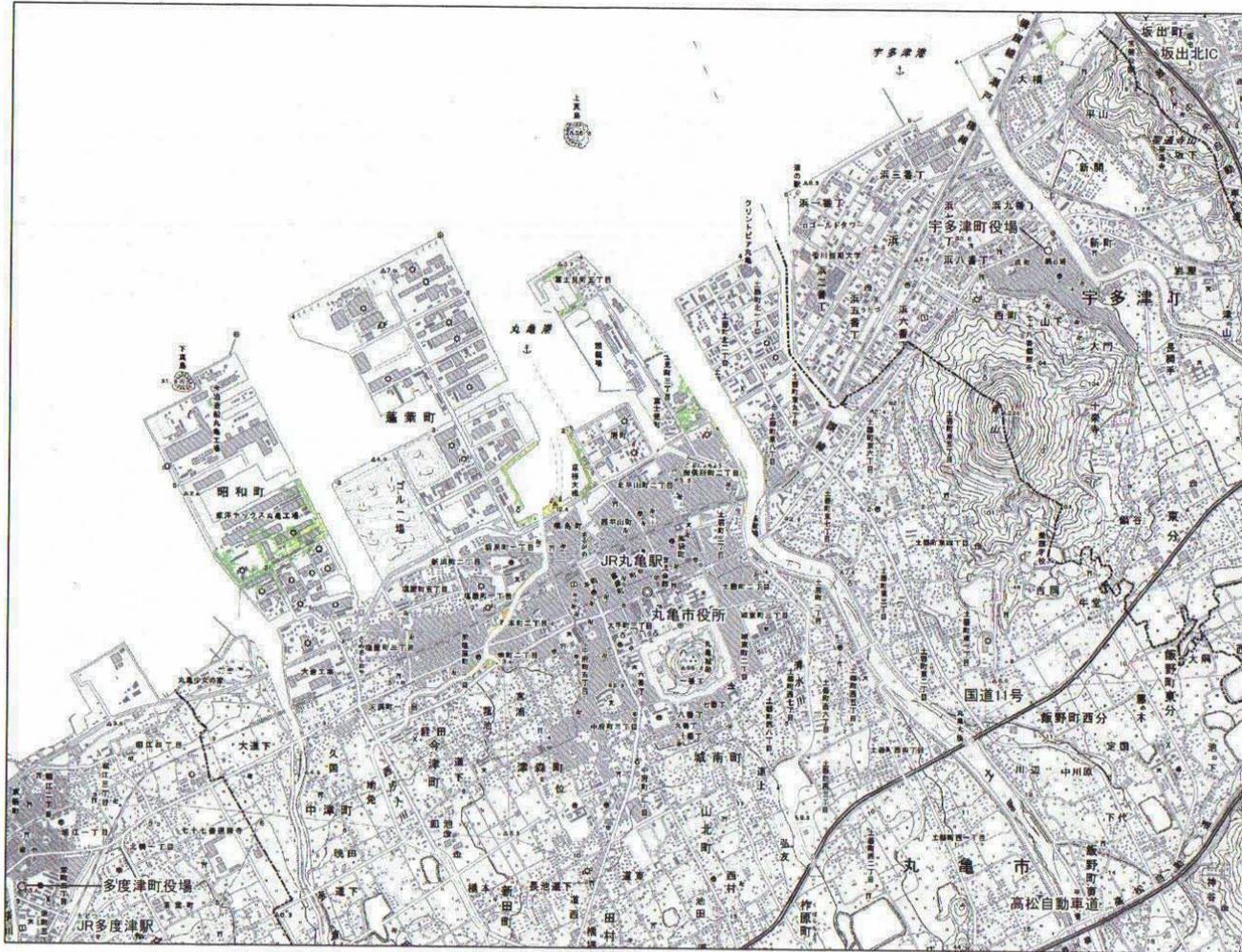


# 発生頻度の高い津波浸水予測図

## <丸亀市・宇多津町①>



図面番号 8 / 40



浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



### 【南海トラフの発生頻度の高い津波】

最大クラスに比べ、規模は小さいものの、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生する津波を推計したもので、南海トラフで次に発生する津波を示したものではありません。

発生頻度の高い津波によって浸水すると想定される区域を、浸水深（浸水する深さ）ごとに示しています

- 地震発生時は、どのような規模の地震なのか分かりません。南海トラフの「最大クラスの津波」の浸水予測をご覧のうえ、避難対策を行いましょ。
- 実際は、この浸水区域どおりになるとは限りません。油断せず、揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょ。
- 避難先や避難経路をあらかじめ決めておきましょう。

### 浸水区域の説明



### 浸水深の目安



H24. 8. 29 内閣府公表資料より

※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、この図以上の津波が来ることもあります。  
 ※本シミュレーションは地震による地盤沈降を考慮し(液状化沈下は考慮しない)、津波が堤防等を乗り越えると破壊するものと仮定しています。  
 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情複、第930号)」

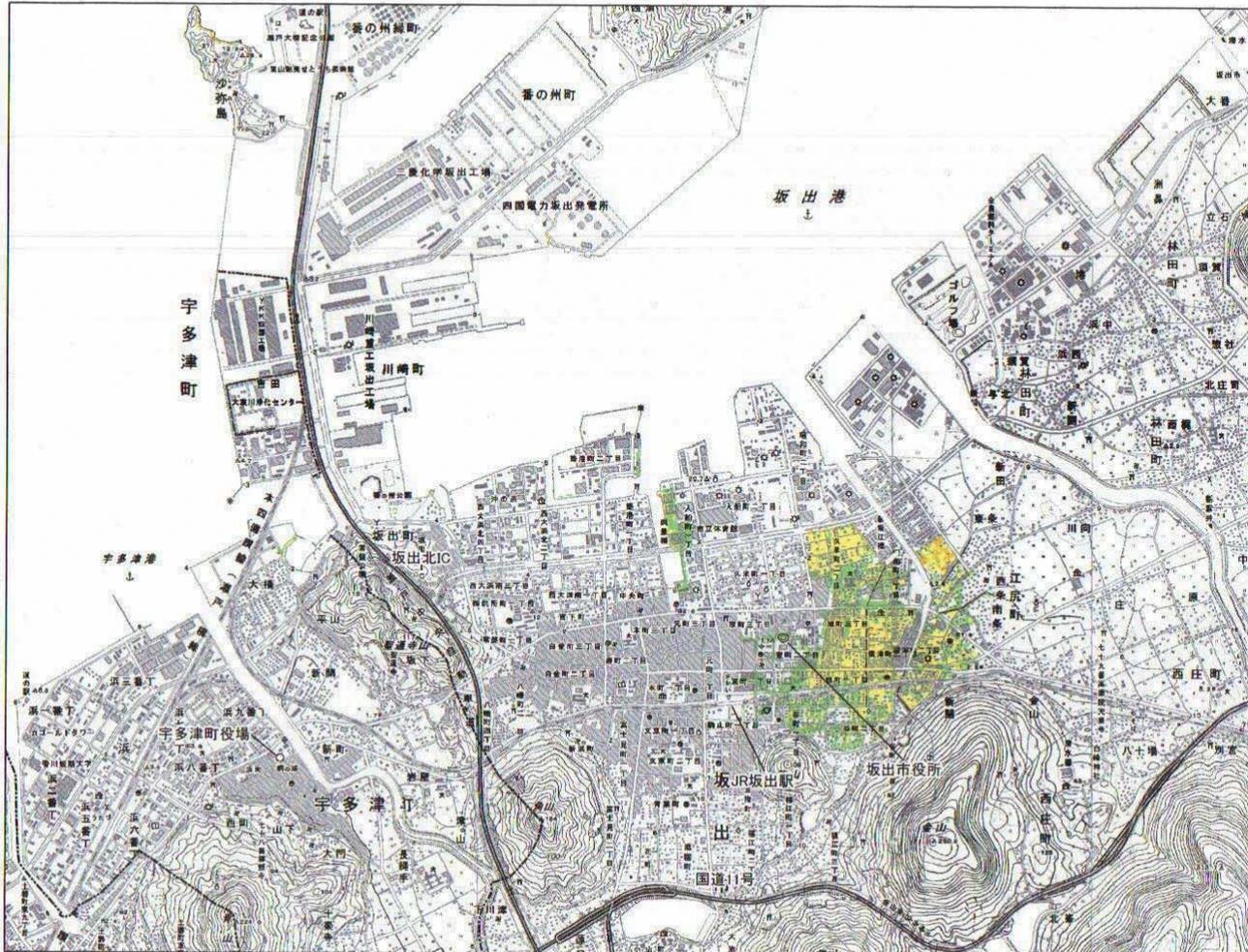
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

# 発生頻度の高い津波浸水予測図

## <宇多津町②・坂出市①>



図面番号 9 / 40



※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、この図以上の津波が来ることもあります。  
 ※本シミュレーションは地震による地盤沈降を考慮し(液状化沈下は考慮しない)、津波が堤防等を乗り越えると破壊するものと仮定しています。  
 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情複、第930号)」

浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



### 【南海トラフの発生頻度の高い津波】

最大クラスに比べ、規模は小さいものの、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生する津波を推計したもので、南海トラフで次に発生する津波を示したものではありません。

発生頻度の高い津波によって浸水すると想定される区域を、浸水深(浸水する深さ)ごとに示しています

- 地震発生時は、どのような規模の地震なのか分かりません。南海トラフの「最大クラスの津波」の浸水予測をご覧のうえ、避難対策を行いましょ。
- 実際は、この浸水区域どおりになるとは限りません。油断せず、揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょ。
- 避難先や避難経路をあらかじめ決めておきましょ。

### 浸水区域の説明



### 浸水深の目安



H24. 8. 29 内閣府公表資料より

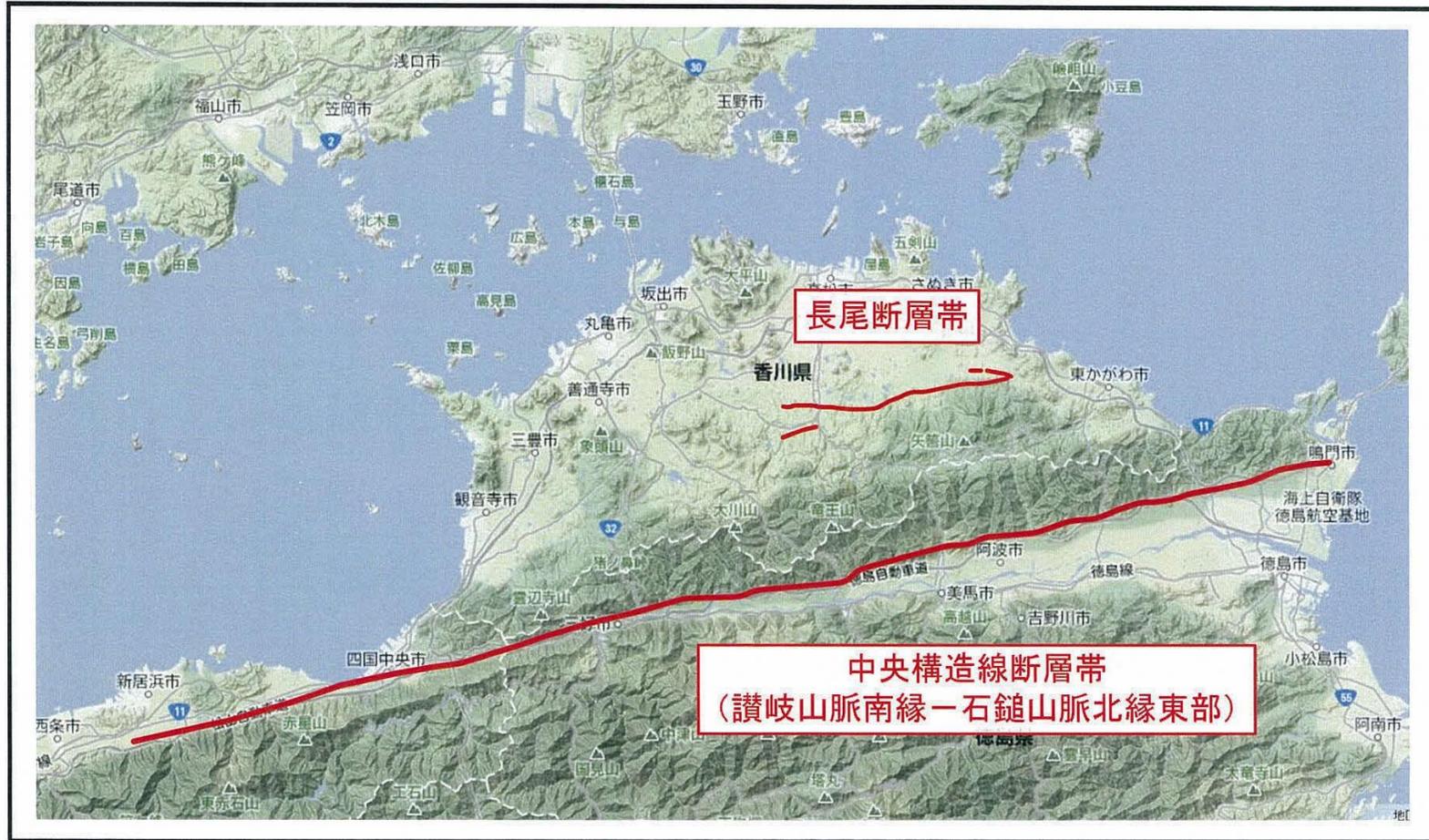
ウ 中央構造線（断層モデル）

中央構造線断層帯は、関東から中部・近畿地方、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、九州まで達する長大な断層帯であり、このうち、被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層（長さ約 130km）である。発生頻度は、1 千年～1 千 6 百年に一度となっている。

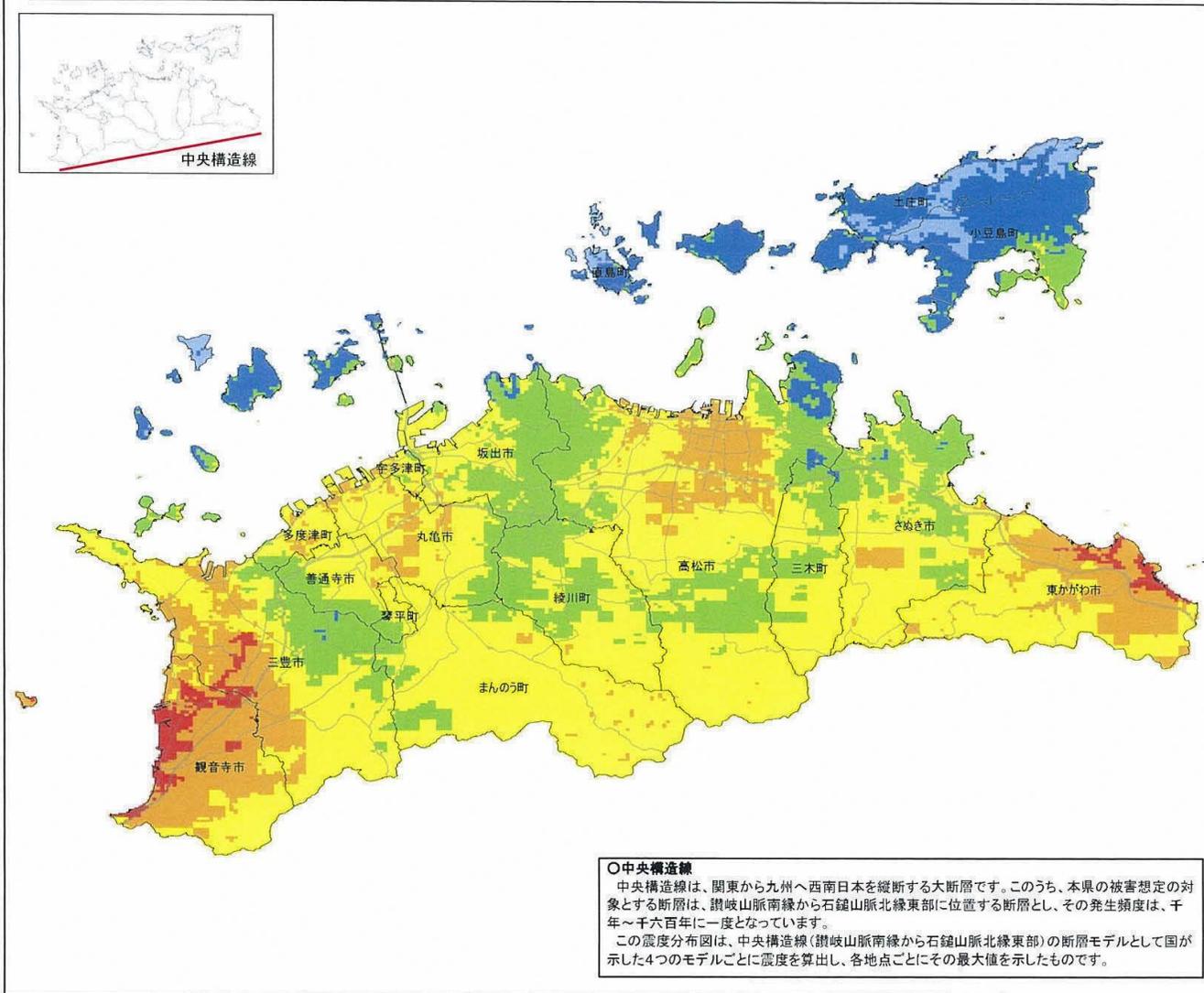
震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した断層 4 ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

(参考) 直下型地震の被害想定の対象地震

直下型地震については、文部科学省地震調査研究推進本部において長期評価の対象となっている活断層（「中央構造線断層帯」及び「長尾断層帯」）について被害想定を行っている。



# 香川県震度分布図(中央構造線)



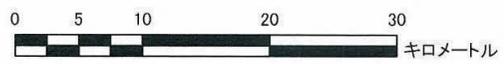
震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

中央構造線で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行しましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

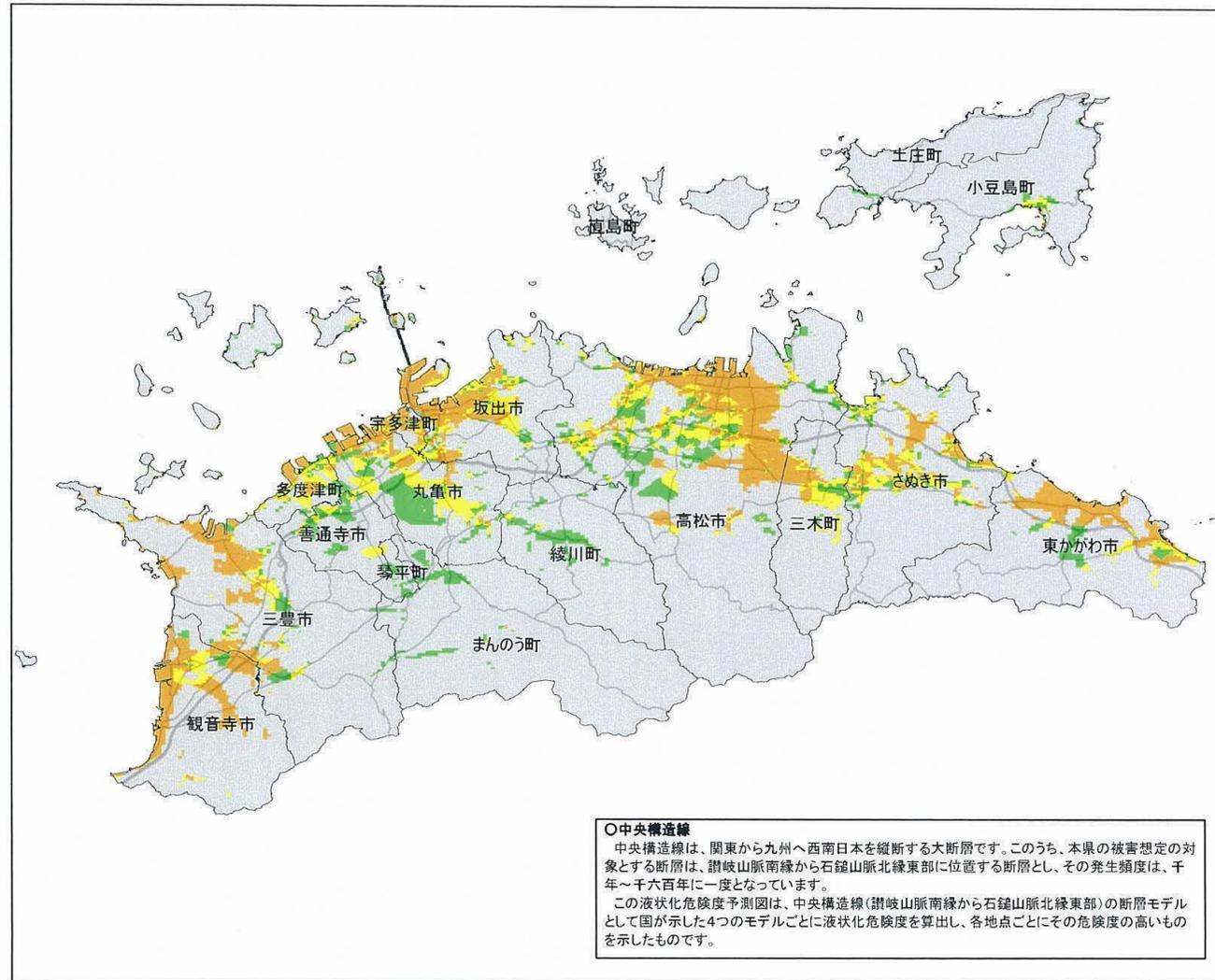
**○中央構造線**  
 中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。  
 この震度分布図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる</li> <li>・耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある</li> <li>・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる</li> </ul>
6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はわがいと動くことができない、飛ばされることもある</li> <li>・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる</li> <li>・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある</li> <li>・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる</li> </ul>
6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立っていることが困難になる</li> <li>・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある</li> <li>・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある</li> <li>・耐震性の低い木造建物は、互が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある</li> </ul>
5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物につかまらなると歩くことが難しい</li> <li>・傾にある食器棚や本で落ちるものが増える</li> <li>・固定していない家具が倒れることがある</li> <li>・補強されていないブロック塀が崩れることがある</li> </ul>
5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる</li> <li>・傾にある食器棚や本が落ちることがある</li> <li>・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの人が驚く</li> <li>・電灯などのつり下げ物は大きく揺れる</li> <li>・座りの悪い物置が、倒れることがある</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる</li> <li>・傾にある食器棚や本が落ちることがある</li> <li>・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある</li> </ul>



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

# 香川県液状化危険度予測図(中央構造線)



	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

液状化の危険度がどの程度であるかを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものでもありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

○中央構造線  
 中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。  
 この液状化危険度予測図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

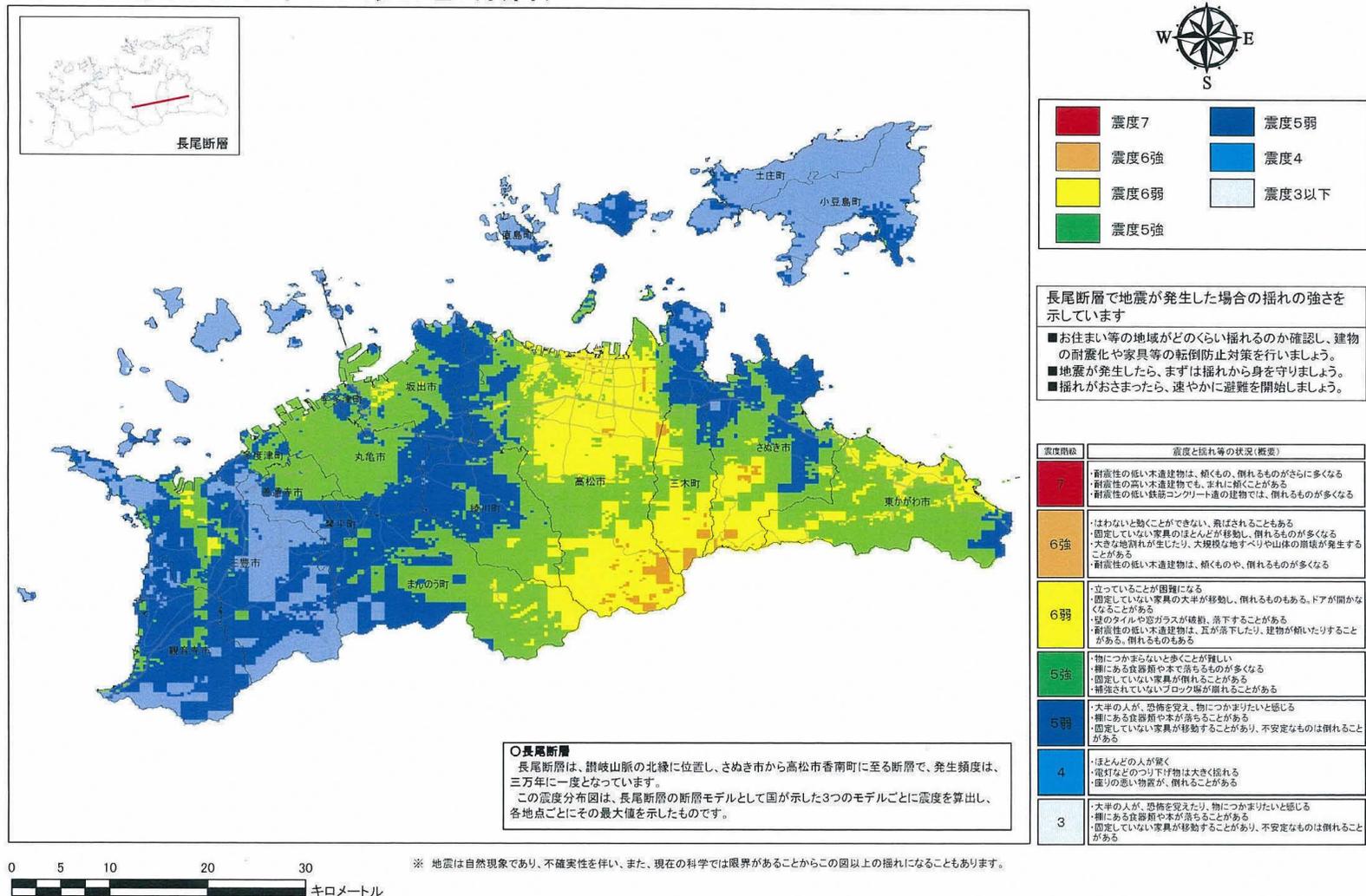


エ 長尾断層（断層モデル）

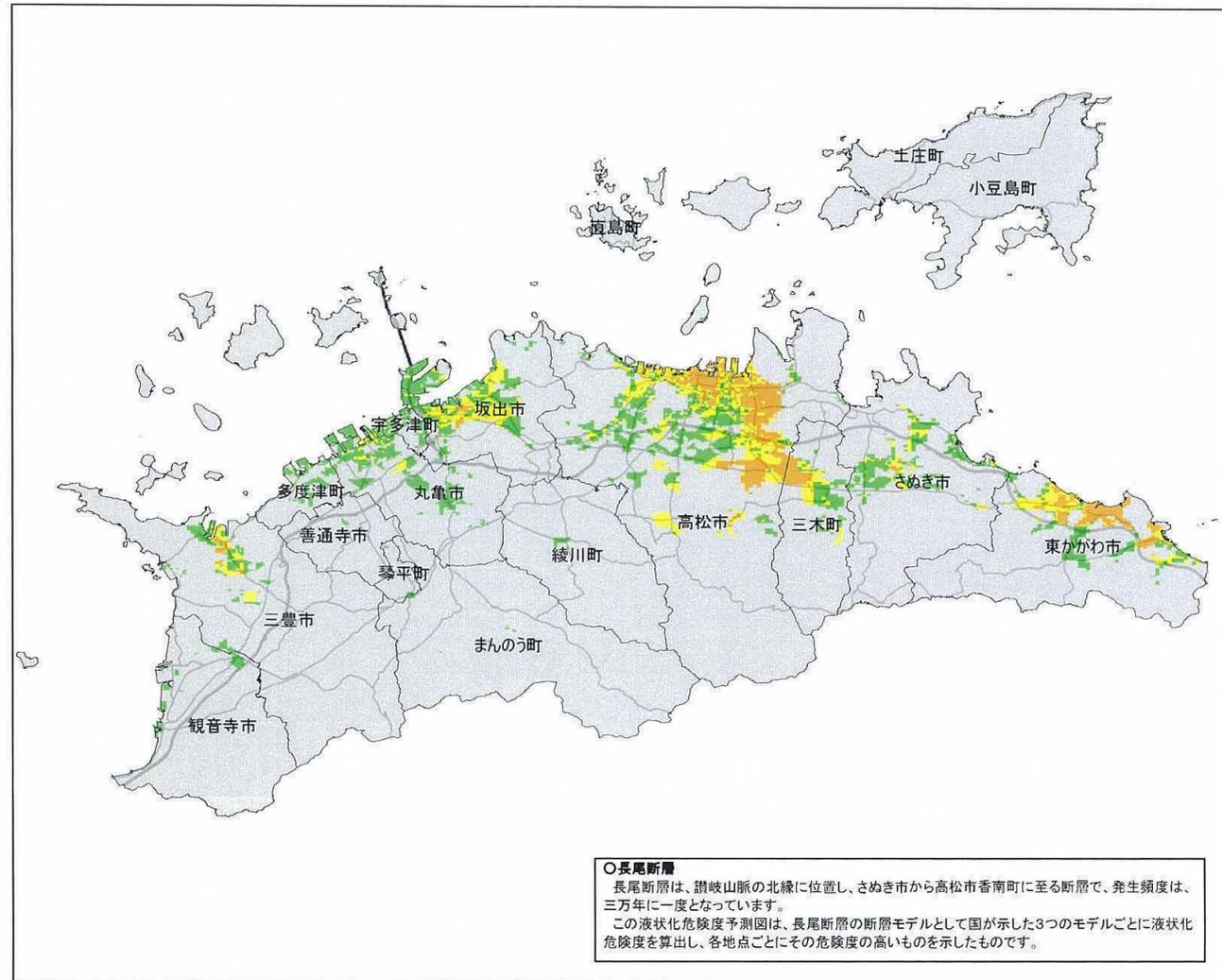
長尾断層帯は、讃岐山脈の北縁に分布する活断層帯で、さぬき市から高松市南部を経て高松市香南町に至り、長さは約 24 km、概ね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層であり、発生頻度は、3 万年に一度となっている。

震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した断層 3 ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

## 香川県震度分布図(長尾断層)



# 香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

液状化の危険度がどの程度であることを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものではありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

○長尾断層  
 長尾断層は、讃岐山脈の北縁に位置し、さぬき市から高松市香南町に至る断層で、発生頻度は、三万年に一度となっています。  
 この液状化危険度予測図は、長尾断層の断層モデルとして国が示した3つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。



(3) 本町の被害想定

本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

		南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害	
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)	180	70	*	
	液状化(棟数)	60	90	*	
	津波(棟数)	10	—	—	
	急傾斜地崩壊(棟数)	*	*	*	
	地震火災(棟数)	*	*	*	
	合計(棟数)	260	160	*	
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	10	*	*	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	*	*	*	
	津波(人)	30	—	—	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	
合計(人)	40	*	*		
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	150	90	*	
	うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人)	30	30	*	
	津波(人)	80	—	—	
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	
	火災(人)	*	*	*	
	ブロック塀等(人)	*	*	*	
合計(人)	230	90	*		
人的被害 (自力脱出 困難者・要救 助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)	70	20	*	
	津波による要救助者(人)	10	—	—	
ライフ ライン被害	上水道	断水人口(人)	15,000	13,000	340
		断水率(%)	79%	71%	2%
	下水道	支障人口(人)	6,200	750	200
		支障率(%)	36%	4%	1%
	電力	停電軒数(軒)	12,000	11,000	*
		停電率(%)	100%	95%	*
	通信(固定 携帯電話)	不通回線数(回線)	1,800	2,900	*
		不通回線率(%)	60%	94%	*
停波基地局率(%)		50%	67%	*	
都市ガス	供給停止戸数(戸数)	2,800	3,600	*	
	供給停止率(%)	68%	87%	*	
交通施設 被害	道路(緊急輸送)	被害箇所(箇所)	10	10	*
	鉄道	被害箇所(箇所)	20	10	*
	港湾	港湾被害箇所(箇所)	—	—	—
生活への 影響	避難者	避難所(人)	2,300	220	*
		避難所外(人)	1,500	150	*

			南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物(トン)	33,000	5,100	40
		津波堆積物(トン)	36,000 ~57,000	—	—
その他の被害(定量的手法)	エレベータの停止	停止数(棟数)	50	50	40
		危険物	火災(箇所)	*	*
	流出(箇所)		*	*	*
	破損等(箇所)		*	*	*

※1:「\*」は少ないが被害がある

※2:「—」は該当無し

※3:四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

## 第5節 地震・津波防災対策の推進

### 1 目的

南海トラフで発生する地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、町民・町の連携と協働のもと地震防災対策を推進するものとする。

### 2 背景

#### (1) 大規模地震発生の切迫性

本町及び香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内の発生する確率は70%～80%程度（平成31年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

#### (2) 町民・町の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、町民・町が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。町も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進を図っていくものとする。

また、南海トラフを震源とする巨大地震の発生によっては、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋沿岸に位置する自治体の大規模津波被害が想定され、本町においても、津波対策をはじめ、被災自治体の避難者の受入れ等について県と連携の上取組んでいく必要がある。

### 3 位置づけ

本節は、中央防災会議が策定した「地震防災戦略」（平成17年3月30日決定）において、南海トラフ地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して作成を要請している、地域目標として位置づけるものである。

### 4 想定される被害と対応

県が取り組んできた「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定のとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県

においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

#### (1) 強い揺れに対する備え

##### ア 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の一因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の一因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、ガラス落下防止等の対策を講じる必要がある。

##### イ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

##### ウ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

##### エ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

##### オ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

##### カ ライフライン、公共施設の耐震化

町民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

#### (2) 津波に対する備え

##### ア 津波ハザードマップの更新促進

町は、宇多津町防災マップにおいて、津波浸水予想区域を掲載しているが、今後も津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その更新を進めていく必要がある。

##### イ 津波避難計画の作成促進

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。

##### ウ 海岸保全施設の整備

平成 16 年の台風 16 号では高潮による浸水被害が広範囲に渡り発生したところであり、津波でも浸水の危険がある。津波・高潮からの町民の生命・財産を守るため、緊急度の高

い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。

なお、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、津波について、ハード面だけでは、完全に安全を確保することは困難である。

そこで、津波の低減効果を図るため既往最高潮位を基準にした施設整備を着実に行うとともに、避難対策とを並行して行う必要がある。

### (3) 地震・津波に強い地域づくり

#### ア 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

#### イ 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

#### ウ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

#### エ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

#### オ 複合災害への備え

南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

## 5 町民・町の役割分担と連携による地震・津波防災の取組

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

大規模な地震・津波災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡

大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。

## (1) 住民等

### ア 住民

○地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。

- ・地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
- ・住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・情報収集手段（ラジオ等）の準備
- ・最低3日分、できれば1週間分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- ・家族間での情報の共有と確認（避難場所等、連絡方法等）
- ・自主防災組織の結成
- ・防災訓練への参加

### イ 自主防災組織等

○自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。

- ・地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- ・災害の態様に応じた安全な避難所・避難方向・避難方法等の確認
- ・要配慮者の把握
- ・地域住民の間での情報の共有と確認
- ・防災訓練の実施
- ・町との連携強化

## (2) 町

○地震・津波防災体制の整備・充実

- ・地域防災計画の修正
- ・職員研修、防災訓練の実施
- ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

○住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ・住民の防災意識の啓発・高揚

- ・ 学校での防災教育の推進
  - ・ 災害危険情報の提供
  - ・ ハザードマップの作成・普及
  - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
- ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
  - ・ 町防災行政無線システム、防災ラジオ等の運用
- 避難対策の整備
- ・ 避難行動要支援者（ひとり暮らし、高齢世帯、障がい者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
  - ・ 避難すべき区域や避難勧告等の判断基準の作成
  - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
  - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
  - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
- ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
  - ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
  - ・ 救助用資機材等の整備充実
  - ・ 消防力の充実強化
  - ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
- ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
  - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

## 第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、町は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

町は、町のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意するものとする。

また、町は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける部署を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

### 1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画の作成や津波ハザードマップの更新、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

### 2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

### 3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）など

がある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

#### 4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

#### 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

##### 【整備方針等】

- (1) 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性及び緊急度に従い年次計画を作成し、その計画に沿って実施するものとする。特に、町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

## 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

### 1 南海トラフ地震に関連する情報

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域にかけて設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

#### 【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施でき

るよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内（※1）でマグニチュード 6.8 以上（※2）の地震（※3）が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0 以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

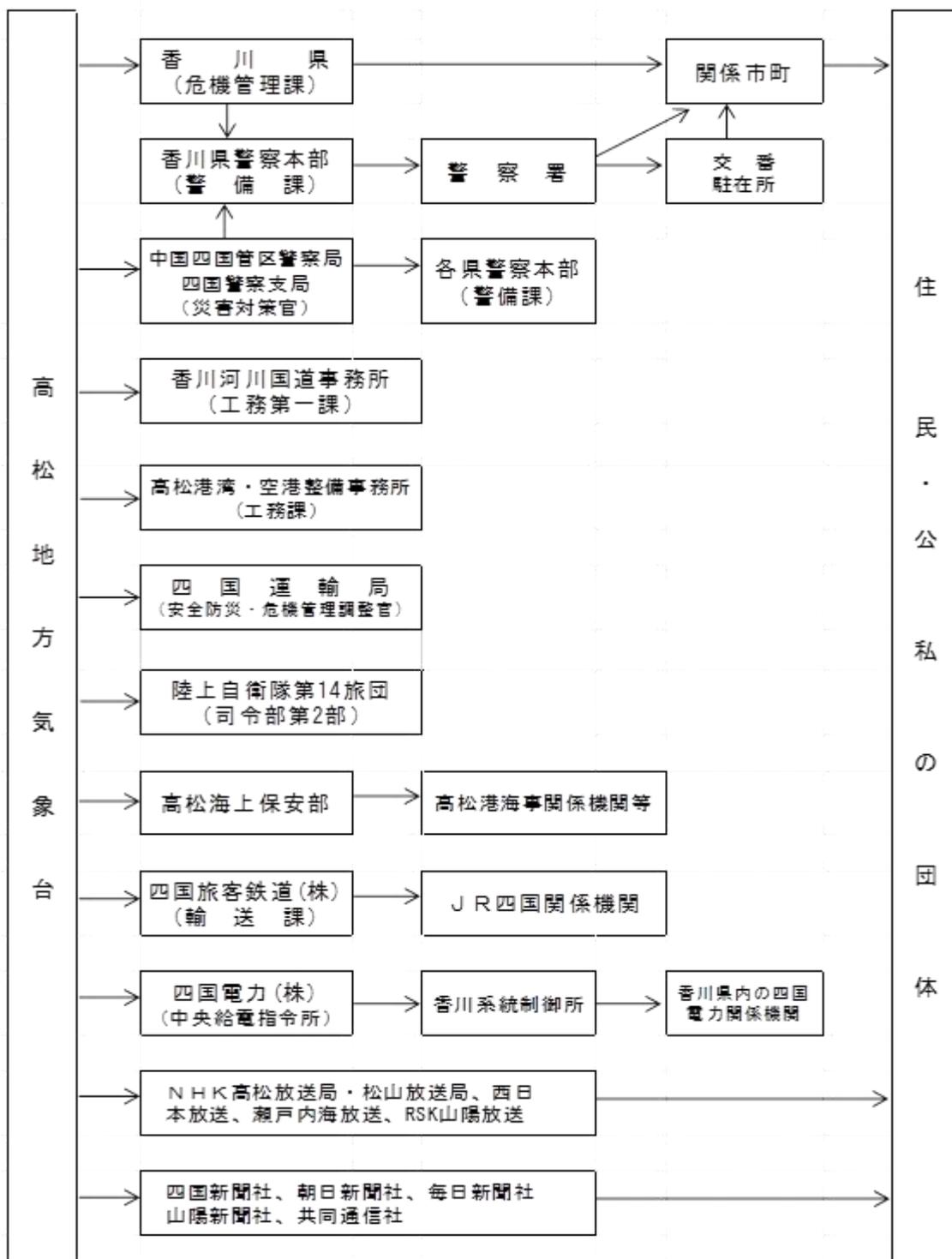
県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

町は、防災行政無線や防災ラジオ、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、町、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



### 3 情報収集・連絡体制

町は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。また、県及び防災関係機関等との連絡を密にし、情報共有に努めるものとする。

#### 4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、町及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒対応）発表時

###### ア 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

###### イ 後発地震に備えた事前避難

###### ① 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域である、「新町、岩屋団地、浦町、大門、本町、中村」の一部を避難検討対象地域とする。（第 1 章 第 4 節 被害想定 浸水深 30cm 到達時間予測図（最大クラス）を参照）

###### ② 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

###### ③ 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

④ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（東側でモーメントマグニチュード8クラスの地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記①～③の考え方にに基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

⑤ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能ない施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

⑥ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深30cm到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、町は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

ウ 避難所の運営等

町は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組を推進するものとする。

また、町は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意対応）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震

への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

## 6 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## 7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

## 8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

### (1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

### (2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

### (3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

### (4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

#### (5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組など、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

## 9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

## 10 交通

### (1) 道路

町及び県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

### (2) 海上

坂出海上保安署及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図やハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知徹底を図る。

### (3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性

に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

## 1.1 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

#### ア 各施設に共通する事項

##### ① 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

#### <留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

##### ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### ④ 出火防止措置

##### ⑤ 水、食料等の備蓄

##### ⑥ 消防用設備の点検、整備

##### ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### ⑧ 各施設における緊急点検、巡視

#### イ 個別事項

##### ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

##### ② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

##### ③ 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法

- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ④ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
- ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - ② 無線通信機等通信手段の確保
  - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 県は、町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講ずるものとし、その方針を定めておくものとする。

## 1.2 滞留旅客等に対する措置

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

## 第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）

地震・津波災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。東日本大震災の教訓からも、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。大規模な地震・津波災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

大規模地震・津波災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るものとする。

町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、防災対策の実施状況についても県に定期的に報告するものとする。

また、町民及び防災関係機関等に対し、自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。



## 第2章 災害予防計画



## 第1節 防災知識の普及計画

### 第1 計画の方針

地震による被害を最小限にとどめるには、町、公共団体及び各防災関係機関による各種災害対策の推進とともに、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という住民の心構えと行動が重要である。

災害対策を円滑に行うために、職員の意識啓発を積極的に行うとともに、住民への防災知識の普及啓発に努める。

### 第2 職員に対する防災教育

職員の地震時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・研究会の開催及び見学・現地調査の実施等あらゆる機会を活用して、次の事項について防災教育に努める。

なお、所属長は、特に下記4について、個々の職員に対し、人事異動等の機会をとらえて周知徹底する。

- (1) 地震に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想されている地震動及び津波に関する知識
- (3) 本町における過去の地震災害
- (4) 宇多津町地域防災計画「地震対策編」と町が実施している地震対策
- (5) 地震が発生したとき、職員が取るべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- (6) その他震災対策上必要な事項

### 第3 住民に対する防災知識の普及

町及び県は、「自らの命は自分で守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

町及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防運動等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフを震源とする地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 緊急地震速報を受けた際にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容
- ・ 少なくとも3日分、できれば1週間分の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 火災の予防や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ・ 防災士等、防災知識を備えた人材育成を目的とした制度の普及、推進
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備
- ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動

## 第4 学校教育

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

### (2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

## 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

## 第6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自

然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の防止拡大を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

## 第7 災害情報の提供等

町は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

## 第8 防災相談

地震についての住民の相談に応じるため、次のとおり相談窓口を定める。

一般的な事項・・・・・・・・・・危機管理課

建物に関する事項・・・・・・・・地域整備課

## 第9 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第2節 自主防災組織の育成に関する計画

### 第1 地域住民等の自主防災組織

地震災害による被害を最小限にとどめるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するものとする。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成支援等に努めるとともに、県はこれを支援する。その際、女性の参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

なお、自主防災組織の編制及び活動は、次により行うものとする。

#### 1 自主防災組織の編制

- (1) 自主防災組織は、地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編制する。その規模が大きすぎる場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない組織編制とする。
- (3) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加を求める。
- (4) 津波浸水想定のある区域内にある地区や、土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

#### 2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(平常時)

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
  - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
  - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所、指定避難所、避難の経路及び方法等の確認

- ③ 避難指示等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の町民への周知
- ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- ⑥ 地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- (2) 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
- (3) 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (5) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (6) 地域における高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の把握

（発災時）

- (1) 出火防止、初期消火の実施
- (2) 正確な情報の収集、伝達
- (3) 救出、救護の実施及び協力
- (4) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- (5) 集団避難の実施
- (6) 炊き出しの実施及び協力
- (7) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

### 3 自主防災組織に必要な資機材の確保

自主防災組織が地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材については、主に町が備蓄するものとするが、自主防災組織も備蓄を推進し、町が支援する。

#### (1) 初期消火用資機材

可搬型小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、ホースボックス、組立型水槽、その他初期消火用資機材

#### (2) 救助用資機材

携帯用無線機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、はしご、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材

(3) 救護用資機材

ろ水器、救急医療セット、テント、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材

(4) 訓練用資機材

ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練に必要な資機材

#### 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

### 第2 事業所の自衛消防組織等

大規模な地震災害が発生した場合には、事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を、あらかじめ定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

### 第3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

### 第4 社会福祉施設の自主防災組織

(1) 社会福祉施設は、寝たきりの高齢者や身体障がい者及び乳幼児等いわゆる「要配慮者」が

利用することから、社会福祉施設の管理者を指導し、地震災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

- (2) 自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

## 第5 自主防災組織協議会

地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、住民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

### 第3節 総合防災訓練計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### 1 総合訓練

町及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、町民、その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

#### 2 災害対策本部設置運営訓練

町及び県は、地震・津波災害時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、指揮・指示体制の確立、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

なお、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携し他訓練の実施に努める。

#### 3 図上訓練

町及び県は、地震・津波発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

#### 4 消防訓練

消防本部及び消防団は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

#### 5 危険物防災訓練

消防本部が主体となり、必要に応じて危険物の防災に関する訓練を実施するものとする。

## 6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町及び県は、地震・津波災害時において避難活動や救助活動を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行うものとする。
- (3) 学校、病院、マンション等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

## 7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑化を図るため、災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

## 8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

## 9 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

## 10 自主防災組織等における訓練

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

## 第4節 ライフライン等災害予防計画

地震・津波による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

### 第1 無線局通信施設の現況

#### 1 香川県防災行政無線（子局 1局）

#### 2 同報系防災行政無線

- (1) 基地局 1局
- (2) 子局（受信所） 8局（受信所）

#### 3 移動系防災行政無線

- (1) 基地局 1局
- (2) 車載型無線局 14局
- (3) 携帯型無線局 15局
- (4) 可搬型無線局 1局

#### 4 移動系防災行政無線（坂出消防免許分）

- (1) 車載型無線局 5局
- (2) 消防団本部設置 1局

### 第2 通信施設整備計画

- (1) 地震災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策を強化する。
- (2) 障害を未然に防ぐため、各無線局の施設及び各機器の機能について、業者委託による定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により動作状況の把握及び調整、補修を行う。
- (3) 同報系、移動系無線の整備については、国の補助制度を活用して、住民への情報伝達に有用な整備に努めるものとする。

### 第3 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧

体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備を図る。

#### 第4 都市ガス施設

ガス事業者は、地震による被害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

#### 第5 電気通信設備

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

#### 第6 水道施設

香川県広域水道企業団は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

#### 第7 下水道施設

町は、下水道施設の耐震診断を実施し施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

## 第5節 火災予防計画

### 第1 出火防止、初期消火

#### 1 一般家庭に対する指導

- (1) 町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車等による広報等により、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- (2) 町は住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- (3) 町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

#### 2 事業所に対する指導等

- (1) 町は、消防本部等と連携し、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底等、防災思想の普及に努める。
- (2) 町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- (3) 町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

### 第2 火災拡大要因の除去

地震火災が大規模な被害を及ぼすのは、同時多発火災が合流して延焼拡大することにあることから、必要に応じ防火地域、準防火地域の指定を行うとともに、計画的に建物の不燃化の推進を図る。

### 第3 消防力の強化

- (1) 町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、町消防団の装備等の整備充実及び町消防団の活性化を積極的に進める。

(3) 消防本部は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

#### 第4 消防水利の整備

(1) 町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。

(2) 町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、河川水、海水、ため池等の自然水利の活用や、学校等が保有するプール等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

## 第6節 危険物施設等災害予防計画

### 第1 施設の安全性の確保

町、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- (2) 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- (3) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

### 第2 防災資機材の整備

事業所は、地震災害時において危険物施設等の損壊による石油類等に係る大規模火災の発生のみならず、有害ガスの漏えい事故等も想定されることから、防災資機材の整備を図る。

### 第3 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 第4 防災知識の普及

町及び県は、町民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難場所等での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

## 第7節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

### 第1 町の施設の整備推進

#### (1) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、地震災害時の町民の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であり、防火水槽やトイレ等の整備を行っている。

町は、公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

### 第2 町の防災対策の推進

#### (1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

#### (2) 防火用水の確保

地震災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

#### (3) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

## 第8節 建造物等災害予防対策

### 第1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

#### (1) 防災上重要建築物の指定

- ア 災害対策本部設置施設（庁舎）
- イ 消防施設（消防屯所）
- ウ 避難収容施設（学校、体育館、コミュニティ分館、その他主要施設）
- エ 要配慮者施設（社会福祉施設）

#### (2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。

#### (3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

#### (4) 緑化の推進

災害時の避難場所等となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所等の安全性を確保する。

#### (5) 町有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。

### 第2 一般建築物等の災害予防

#### 1 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、ポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

#### 2 耐震化の促進

町は、宇多津町耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、民間住宅への耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築

物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

### 3 特殊建築物の防災指導

防本部及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗、駅等不特定多数の利用者が利用する特殊建築物等並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。町は消防本部及び県の実施する防災指導に協力する。

### 4 落下物による危害防止

町は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発に協力する。

町民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。また、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

### 5 ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

ア 町民に対し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀等の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀等を設置している町民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては、改修や防災効果の高い緑地樹木による生け垣等を奨励する。

ウ ブロック塀等を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法に定める技術基準によって施工するよう指導する。

### 6 地震保険の普及

町及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

### 第3 家具等転倒防止対策

- (1) タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒または棚の上の物の落下による事故を防止するために、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。
- (2) 住民は、家具を止め金具等で固定するなど、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講じておくものとする。
- (3) 事務所、事業所等は、事務用ロッカー、書棚、機械器具等を固定するなど、地震による移動、転倒及び落下防止対策を講じておくものとする。

### 第4 被災建築物等及び被災宅地の危険度判定

町は、地震により被災した建築物等及び宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築等関係団体とともに協力する。

## 第9節 地盤災害予防対策

### 1 土砂災害危険区域の災害予防対策

- (1) 県は土砂災害危険区域における防災対策として次の事業を積極的に行う。
  - ① 砂防事業
  - ② 急傾斜地崩壊対策事業
  - ③ 地すべり対策事業
  - ④ 治山事業
- (2) 町及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- (3) 町は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見を留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難方向、避難方法、情報の伝達手段などを定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

### 2 液状化災害等の予防対策

- (1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法等があり、埋立地等液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、町は県とともに、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。
- (2) 町及び県は、埋立地等に重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水等の地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

## 第10節 公共施設災害予防対策

地震による公共施設等の被害は、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

### 第1 道路施設

道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、耐震点検結果に基づき、対策工法を決定し、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。さらに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進する。

### 第2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

### 第3 港湾及び漁港施設

港湾管理者は、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。

漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、北浦漁港について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

### 第4 海岸保全施設

海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。

### 第5 ため池等農地防災施設

(1) 町は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。

- (2) 県及び町は、防災重点農業用ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路を示すハザードマップを作成し、また、作成した浸水想定区域図やため池ハザードマップの普及啓発を図るものとする。

## 第6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立等、応急復旧体制の整備に努める。

## 第7 廃棄物処理施設

町及び坂出、宇多津広域行政事務組合は、地震による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

## 第8 放送施設

放送事業者は、地震災害時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備等、防災対策を推進する。

## 第 1 1 節 防災施設等整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

### 第 1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

### 第 2 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施する。
- (2) 町は、救助・救急活動のため、必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町及び消防本部は、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

### 第 3 通信施設等

- (1) 町では、県が設置した防災行政無線により町、県及び関係消防機関等と災害時における情報伝達手段を確保している。

町、県及び防災関係機関は、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等、地震災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

オ 地震災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

カ 平常時から地震災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

キ 地震災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

ク 町は、平成 17 年度に防災行政無線のデジタル化のほか町内約百カ所に戸別受信機を設置している。また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

ケ 町は平成 30 年度に指定避難所 4 箇所に公衆無線 L A N（W i f i）を整備し、災害時の情報通信の手段を確保している。

コ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

サ 町は平成 25 年度より、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）からの緊急情報や町の防災情報が受信可能な「防災ラジオ」を整備し運用を開始している。

(2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対し災害情報・被害情報等を速やかに伝達する。また、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

(3) 警察通信施設の使用等

地震災害時には、通信の確保のため、必要に応じて警察通信機能の使用を要請する。

#### 第 4 その他施設等

(1) 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

(2) 町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

(3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

## 第12節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

### 第1 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

### 第2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。
- (2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、県内全市町が参加する応援協定を締結し、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (4) 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。

- (5) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (6) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (7) 町は、近隣市及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (8) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

### 第3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

### 第4 防災中枢機能等の確保、充実

町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び耐震化等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努めるものとする。

### 第5 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。これに対して、県が助言を行うものとする。

### 第6 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模地震災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、

発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

## 第7 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

## 第13節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

### 1 緊急輸送路の指定等

#### (1) 県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定する。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

#### ア 道路

- (ア) 第一次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- (イ) 第二次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- (ウ) 第三次輸送確保路線（第一次・第二次輸送確保路線を補完する道路）

#### イ 港湾

- (ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行うため拠点となる港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

- (イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

#### ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

#### (2) 町

町は、県、県警察本部及び道路管理者と協議して、県の緊急輸送路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は、平常時から指定された緊急輸送路の安全性を十分監視及び点検するとともに、交通の妨げとなる車両、広告物、鉢物等の除去に努め、震災時等の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備するものとする。

また、町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

### 2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び県警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に

備えた応急復旧体制の確立を図る。

- (2) 県警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

### 3 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

### 4 緊急通行車両の事前届出

県警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を適切に運用する。

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として警察署を經由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて地震災害に備える。

町及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

## 第14節 避難体制整備計画

町は、地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の確保並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

### 第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

#### (1) 指定緊急避難場所の指定（資料6 指定緊急避難場所一覧）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

町は指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

#### (2) 指定避難所の指定（資料6 指定避難所一覧）

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめコミュニティ分館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定することとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を

確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知することに努めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整しておくよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

### (3) 指定避難所の整備

町は、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

指定避難所については、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図るものとする。

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

## 第2 避難路の選定等

町は、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

## 第3 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するように努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

#### 第4 避難指示基準の策定等

津波による浸水、山・崖崩れの発生及び火災の拡大による危険が予想されるとき、住民等に避難指示を行うため、町長は、地震災害の種別に応じて、あらかじめ避難指示の基準を策定する。

避難基準については、震度5弱以上で土砂災害、津波注意報、津波警報とし、災害の規模及び程度により災害対策本部において避難指示の発令を検討する。

なお、町は高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から、避難指示等の発令基準の策定について、支援及び助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

#### 第5 広域避難計画

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害が発生しやすく、被害が大規模かつ広域的になるおそれがあるので、広域避難場所を次の4箇所に指定する。

- (1) 保健センター
- (2) 中学校
- (3) 小学校
- (4) 北小学校

なお、選定基準は次のとおりである。

ア 指定避難場所は、要避難地区のすべての住民（一人当たりおおむね2㎡以上）が収容できるものとする。

イ 火災の延焼、山・崖崩れ及び津波等の危険性のない場所とする。

#### 第6 避難計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。当該避難計画には、町が行う避難指示等の発令等の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所等の運営について、あらかじめ指定緊急避難場所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を町民に周知する。

## 第7 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図るものとする。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難指示等については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう呼びかけるものとする。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難もとと避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

## 第8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

## 第9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

## 第10 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により町長に作成が義務付けられており、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。

## 第11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が、帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

## 第12 児童生徒への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

## 第13 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

## 第15節 医療計画

### 第1 初期医療体制の整備

- (1) 宇多津町の医療救護計画に基づき、応急救護所の設置、医療救護班の編制、出動等に関する計画を作成する。
- (2) 宇多津町の医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定める。

### 第2 後方医療体制の整備

香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方病院としての救護病院の設置について計画を定める。

救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

### 第3 傷病者の搬送

重症患者の後方支援医療機関（必要に応じて、県外の医療機関）への搬送は、原則として坂出消防本部が救急車で搬送するものとするが、救急車が確保できない場合及び緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町及び医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 知事に、県防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊のヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。
- (4) 高松海上保安本部に巡視舟艇・ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

### 第4 医薬品等の確保

#### 1 医薬品等確保体制の確立

- (1) 香川県の策定した計画に基づき、標準備蓄医薬品等の備蓄及び調達計画を策定する。
- (2) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備する。

## 第 1 6 節 防疫、保健衛生計画

### 第 1 防疫予防体制

防疫実施計画を定め、住民が行う防疫及び保健活動を指導する。

### 第 2 食品衛生の確保

香川県の策定した計画に基づき、住民が行う食品衛生の維持活動について指導助言する。

### 第 3 薬剤及び資機材の備蓄、調達

防疫用薬剤及び資機材として、消毒薬（塩化ベンザルコニウム、クレゾール石鹼液、消毒用アルコール 500ml 入り各 20 本）及び薬剤散布用噴霧器（動力式または手動式 3 台）を基準として備蓄する。

### 第 4 し尿処理計画

- (1) し尿処理方法、し尿処分地の選定、収集運搬機材及び仮設便所の建設資材の確保並びに下水道を利用した簡易トイレの確保等について定める「し尿処理計画」を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、「し尿処理計画」を周知し、協力を求める。

## 第 1 7 節 ごみ及び災害廃棄物処理計画

- (1) ごみ及び災害廃棄物の処理について、「地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針」に基づき、排出推定量を定め、応急処理計画を作成する。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、応急処理計画を周知し、協力を求める。

## 第18節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

以前より整備していた災害時要援護者名簿に必要事項を追記するなどし、避難行動要支援者名簿として活用しているが、令和元年度に導入した地域福祉支援システム、令和3年度に制定した宇多津町避難行動要支援者登録制度実施要綱により、適切に管理・運用することとする。

### 第1 在宅の避難行動要支援者の対策

(1) 町は、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者のための全体計画及び避難行動要支援者名簿を定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努め、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。

また、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」を踏まえ実施する。

#### ア 避難行動要支援者の範囲

- ① 75歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- ② 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ③ 身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する者
- ④ 療育手帳○A、Aを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 要介護認定3以上の者
- ⑧ 上記①～⑦のほか、自治会や自主防災組織が支援の必要を認めた者

#### イ 避難支援等関係者

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員
- ④ 消防団
- ⑤ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- ⑥ 警察

⑦ 医療機関

⑧ 介護関係者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 住民基本台帳

② 保健福祉課より提供

③ 健康増進課より提供

④ 県保健福祉部局に提供依頼

⑤ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

エ 名簿の更新に関する事項

① 住民基本台帳

② 避難支援等関係者による名簿の確認

③ 関係機関からの情報提供

④ 更新時期は年1回程度

オ 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に名簿を渡す際には、適正な情報管理を図るよう指導するなど適切な措置を講ずるよう努める。

カ 要配慮者が円滑に避難できるための配慮

自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等を適時適切に発令するよう努める。また、発令、伝達にあたっては高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるよう努め、各種情報伝達の特徴を踏まえ、多様な伝達の手段を確保する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

平時から地域全体で話し合いなどを行い、避難支援に関する計画を定め周知し、避難支援を行うにあたって、避難支援等関係者の安全確保が図られるよう努める。

(2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

また、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うものとする。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者に、避難支援者が避難支援や迅速な安否確認等を行う

ことに留意する。

- (3) 難病者への対応のため、町は、県との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

## 第2 福祉避難所の指定等

- (1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

### ア 福祉避難所の指定（資料6 福祉避難所一覧）

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から指定している。

### イ 人材の確保

社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

- (2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

## 第3 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 町は、災害時に外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、直訳ボランティアなどの確保を図る。

## 第4 社会福祉施設等入所者の対策

町及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計

画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。

- (2) 利用者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

## 第5 旅行者の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、宿泊施設や観光事業者等と連携し、体制の整備に努める。

## 第6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、町、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

## 第19節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

### 第1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

#### 1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や、連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町危機管理課と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

#### 2 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

#### 3 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

#### 4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

#### 5 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な

行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

## 第2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

## 第3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

## 第20節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

### 第1 協力体制の確立

町及び県は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

### 第2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

### 第3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

## 第21節 被災動物の保護計画

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

### 第1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

### 第2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

### 第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

### 第4 被災動物救護活動

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の

救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

## 第22節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

### 第1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

### 第2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

### 第3 避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

### 第4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

### 第5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

### 第6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への

水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

## 第7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

## 第23節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として宇多津町業務継続計画（BCP）を策定したことにより、業務継続性の確保を図り、実効性のあるものとする。

### 第1 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、定期的に見直しを図るものとする。

### 第2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

### 第3 地域継続計画の推奨

県は行政組織や企業だけでなく、住民や地域コミュニティ等を構成するその他の組織を含めた地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定について、先進的な地域の取組を推奨するものとする。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 活動体制計画

### 第1 災害対策本部

#### 1 設置基準

町長は、地震災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

町長は、本町の地域において災害の恐れが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

#### 【災害対策本部設置基準】

- a 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- b 宇多津町で震度5弱以上の地震が観測され、地域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき

#### 2 設置場所

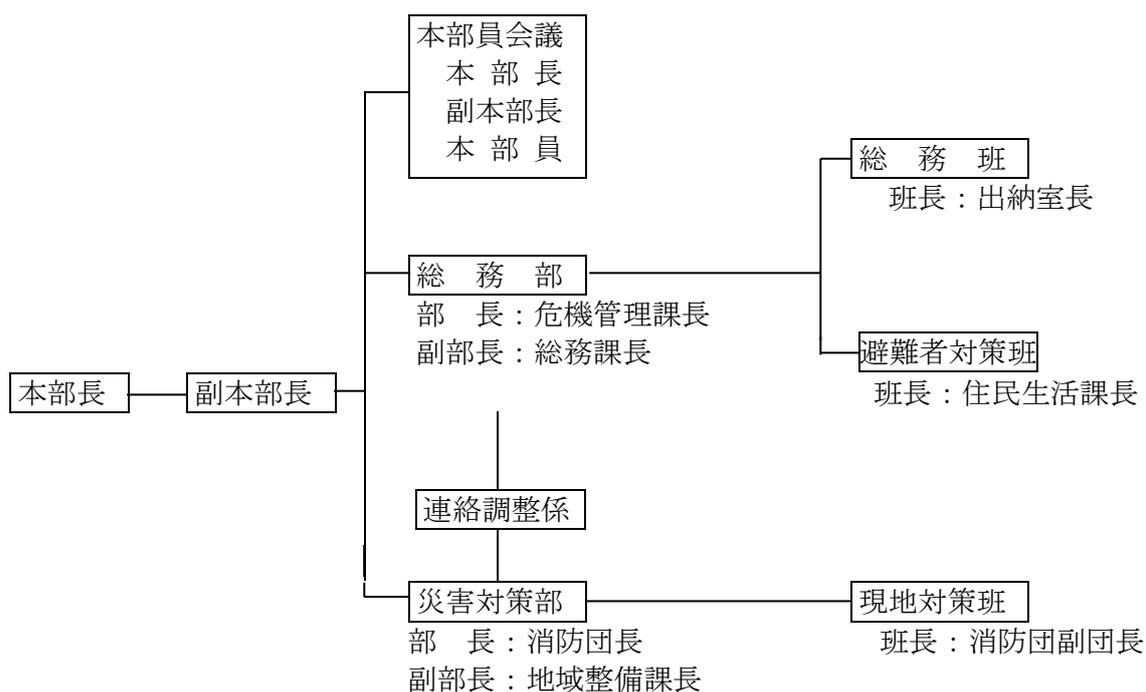
災害対策本部の設置場所は、原則として危機管理課内とする。

#### 3 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長・教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。なお、副町長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。
- (3) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする。本部員会議においては、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- (4) 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。
- (5) 事務局長（危機管理課長）は、本部長の命を受け、本部の事務処理及び職員を指揮監督する。  
また、本部長、副本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- (6) 本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地対策本部を設置する。
- (7) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は次のとおりである。

ア 組織図

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副町長 教育長	危機管理課長、総務課長、議会事務局長、地域整備課長、まちづくり課長、税務課長、出納室長（会計管理者）、保健福祉課長、健康増進課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、坂出、宇多津広域行政事務組合次長、消防団長、消防団副団長



イ 各班事務分掌

部・班	所 属	所 掌 事 務
総務部 総務班	危機管理課 総務課 税務課 出納室 議会事務局 広域行政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に関すること。</li> <li>2 本部長の秘書に関すること。</li> <li>3 本部長の指示・命令の伝達に関すること。</li> <li>4 各部・各班との連絡調整に関すること。</li> <li>5 職員の動員及び配備に関すること。</li> <li>6 公用車の配備に関すること。</li> <li>7 庁舎の保全に関すること。</li> <li>8 本部員の給食等厚生に関すること。</li> <li>9 本町防災会議に関すること。</li> <li>10 県及びその他関係機関に対する連絡及び応援要請に関すること。</li> <li>11 自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>12 他の市町職員の応援要請に関すること。</li> </ol>

部・班	所属	所掌事務
		13 情報の受領及び伝達に関する事。           14 気象情報、地震・津波情報の収集及び通報連絡に関する事。           15 避難指示等の決定に関する事。           16 災害救助法の適用に関する事。           17 被害状況の取りまとめに関する事。           18 避難所の食料等厚生物資の調達に関する事。           19 建設業組合等に協力を要請する事。           20 災害関係の予算及び財政措置に関する事。           21 罹災証明書の発行に関する事。           22 他班への応援に関する事。           23 町民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関する事。           24 報道機関との連絡に関する事。           25 被害箇所の写真等記録に関する事。           26 避難指示等の伝達に関する事           27 罹災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する事。           28 他班への応援に関する事。
避難者対策班	住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	1 所管施設の保全に関する事。           2 避難所の設置及び同施設の管理・保全・運営に関する事。           3 福祉避難所に関する事。           4 災害救助法の実施（施行）に関する事。           5 救助物資の保管及び配給に関する事。           6 義援金品等の受付及び配分に関する事。           7 日赤奉仕団との連絡に関する事。           8 一人暮らしの高齢者等との連絡及びその救援に関する事。           9 罹災した高齢者の緊急受入れに関する事。           10 医療救護班編制派遣に関する事。           11 協力医療機関との連絡に関する事。           12 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事。           13 感染症の予防に関する事。           14 罹災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関する事。           15 被災者の健康相談、精神保健に関する事。           16 児童生徒及び子どもの避難・保護に関する事。           17 罹災児童生徒及び子どもの教育保育対策に関する事。           18 各保護者会・PTAとの連絡に関する事。           19 社会福祉協議会との連携に関する事。           20 社会福祉施設との連絡調整に関する事。           21 要配慮者の支援に関する事。           22 消毒及び防疫に関する事。

部・班	所属	所掌事務
		23 罹災者に対する生業資金の融資等災害相談に関する こと。
	(衛生現業)	24 じん芥の収集及びし尿の汲取りに関する こと。 25 一般廃棄物及びがれきの処理に関する こと。
	(保育所)	26 保育所の保全に関する こと。 27 子どもの避難に関する こと。 28 避難所の応援に関する こと。
	(幼稚園)	29 幼稚園の保全に関する こと。 30 園児の避難に関する こと。 31 避難所の応援に関する こと。
	(給食センター)	32 炊き出しに関する こと。 33 災害時における学校給食に関する こと。
		34 災害ボランティアの受入に関する こと。 35 他班への応援に関する こと。
災害対策部 災害対策班	消防団 地域整備課 まちづくり 課	1 所管施設の保全に関する こと。 2 所管施設・業務の被害調査に関する こと。 3 災害危険箇所の巡視警戒に関する こと。 4 災害現地の状況調査に関する こと。 5 災害現地への出動及び救護に関する こと。 6 災害現地の予防応急対策に関する こと。 7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する こと。 8 被災時の飲料水対策に関する こと。 9 下水道施設の災害対策に関する こと。 10 障害物の除去に関する こと。 11 水防活動に関する こと。 12 災害応急資機材の調達に関する こと。 13 被災住宅の対策に関する こと。 14 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関する こと。 15 他班への応援に関する こと。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務部と災害対策部との連絡調整に関する こと。
その他	危機管理課 総務課 税務課 保健福祉課	1 被害家屋等の調査及び被害認定に関する こと。

(注) 本表に記載されていない事項の分担は、そのつど本部長が定めるものとする。

## 第2 動員配備

### 1 動員配備の基準

職員等の動員配備の基準及び人員は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

#### (1) 地震災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 宇多津町に緊急地震速報が発表されたとき、または宇多津町で震度4の地震が観測されたとき。 2 その他必要により町長（本部長）が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 宇多津町で震度5弱及び5強の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により、町長（本部長）が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 <b>情報対策部</b> 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 坂出、宇多津広域行政事務組合次長 避難所準備班 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 <b>災害対策部</b> 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 <b>【全職員参集】</b>

備考 動員時期及び配備内容については、地震の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。

## (2) 津波災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 香川県周辺の津波予報区に津波注意報が発表されたとき。 2 その他必要により町長（本部長）が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 香川県に津波注意報が発表されたとき。 2 その他の状況により、町長（本部長）が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 <b>総務部</b> 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 坂出、宇多津広域行政事務組合次長 避難所準備班 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 <b>災害対策部</b> 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 香川県に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 <b>【全職員参集】</b>
備考 動員時期及び配備内容については、地震・津波の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。		

## 2 動員の方法

### (1) 勤務時間中における動員

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。

また、消防団にあっても、危機管理課長が直ちに消防団長に連絡するものとする。

庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、危機管理課長は、課員の使送により、各課へ動員の伝達を行う。

### (2) 勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員の基準により自主参集するものとする。

なお、参集に当たっては、自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

### (3) 動員の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長に登庁人員数等を報告する。

## 第3 防災関係機関の応援等

### 1 知事に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に次の事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等

(3) 応援を必要とする場所

(4) 応援を必要とする期間

(5) その他応援に関し必要な事項

### 2 他の市町等に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行うものとする。

なお、消防活動については、「香川県消防相互応援協定」（昭和61年12月1日5市長38町長6組合管理者締結）により、相互応援を行う。

### 3 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 知事が、自衛隊の派遣を要請するものとする。

(2) 災害派遣要請要領

ア 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合、知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

イ 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とする場合には、知事に次の事項を記載した文書を提出する。

ただし、事態が急迫し、文書で行ういとまがないときは、電信、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する地域及び活動内容
- ・ その他参考事項

ウ 町長は、地震災害に際し、特に緊急を要し、かつ前記イの要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

### (3) 派遣部隊の受け入れ体制

町長は、派遣部隊の活動に必要な資機材、宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設の準備及び派遣部隊の活動に対する協力並びに派遣部隊と県及び町の連絡調整等の受け入れ体制を整備するものとする。

### (4) 災害派遣部隊の撤収

町長は、知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事が派遣部隊の撤収を要請する。

## 第4 ボランティアの受け入れ等

### 1 防災ボランティアの役割分担

地震災害時に防災ボランティアの活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、防災ボランティアの役割について、速やかに調整する。

地震災害時の防災ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資の整理・搬送
- (2) 応急手当
- (3) 医療救護活動
- (4) 情報の収集・伝達
- (5) 交通案内
- (6) 避難所での世話
- (7) 炊き出し
- (8) 安否調査
- (9) 被災住宅の片付け
- (10) その他

## 2 防災ボランティアの受け入れ

必要とする防災ボランティアの人員及び業務等を県に連絡する。

## 第2節 広域応援計画・広域避難受入計画

災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

### 第1 町の応援要請等

#### 1 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。（災害対策基本法第67条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

##### (1) 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

##### (2) 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

#### 2 県に対する応援要請等

- (1) 町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。（災害対策基本法第68条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

#### ア 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

#### イ 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

- (2) 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第2項(職員派遣のあつせん要求))

#### ア 職員派遣のあつせんの要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣のあつせんに要請する理由
- b 派遣のあつせんに要請する職員の職種別人員数
- c 派遣のあつせんに必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

- (3) 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

- (4) 県は町が被災によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって実施する。

### 3 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項 (職員の派遣の要請))

#### (1) 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

### 4 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

## 第 2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

### 1 消防相互応援協定

- (1) 香川県消防相互応援協定 (昭和 61 年 12 月 1 日 5 市長 38 町長 6 組合管理者締結) ※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結
- (2) 広域市町村圏消防相互応援協定
- (3) 香川県防災ヘリコプター応援協定 (平成 6 年 4 月 1 日 5 市 38 町 6 広域消防組合) ※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結

## 第 3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 44 条に基づき行う。

### 1 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町を管轄する消防本部 (消防の一部事務組合を含む。以下同じ。) の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

## 2 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な情報

### 【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室		宿直室（夜間休日）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク ※	200-048-500-90- 49013	200-048-500-90- 49033	200-048-500-90- 49101	200-048-500-90- 49036
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp（応急対策室、宿直室共）			

※：全ての県防災行政無線電話よりかけられます。

## 第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

## 第5 応援受入体制の確保

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿

泊施設も設置する。

## 第6 他都道府県等への応援

町、県等は、地震災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」等の相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、地震災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して必要な応急対策を実施するために、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定めるものとする。

#### 第1 実施責任者

町長は自衛隊の派遣を必要とするときは、県知事にその旨申し出て、県知事から文書をもって自衛隊に要請する。しかし、人命に関して急を要するため、正式な手続きをとる暇がないときは、町長は口頭または電話で知事に派遣を要請する。この場合、事後において速やかに知事に対して必要な手続きを行うものとする。

#### 第2 災害派遣要請基準

天災地変その他の災害に際して、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、町本部において不可能または困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に、自衛隊の派遣を要請するものとする。

#### 第3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊派遣要請の必要が生じる可能性があるると判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を早めに提供するものとする。
- (2) 町長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、別紙様式第27号により県知事（危機管理課）に提出するものとする。ただし、事態が急迫し、文書で行う暇がないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (3) 町長は、天災地変その他の災害に際し、特に緊急を要し、かつ、(2)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通報するものとする。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知する。

#### 第4 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
  - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
  - イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

## 第5 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる業務を行う。

### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

### (2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

### (5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

### (8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

### (9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

## 第 6 自衛隊受入れの場合の町長の留意点

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 自衛隊の宿泊施設または野営施設の準備をしておくこと。
- (2) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置で行うものであって、本格的な復旧工事を行わないこと。
- (3) 自衛隊に依頼するのみで、町民が傍観したりすることのないよう積極的に協力すること。
- (4) 派遣要請をした現地には、必ず責任者を立ち合せ、作業に支障をきたすことのないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- (5) 応急復旧に必要な機材等については、町が準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- (6) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (7) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効率的に作業が分担できるよう配慮する。
- (8) 集積地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等、必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

## 第 7 撤収要請要領

町長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、またはその任務が終わったときは、その旨県知事（危機管理課）に対し、別紙様式第 28 号により自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

派 遣 要 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

宇 多 津 町 長

自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣方お願いします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 時から  
年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動の内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿 舎
- (2) 食 料
- (3) 資 料

撤 収 要 請 書

年 月 日

香川県知事

殿

宇 多 津 町 長

災害派遣部隊の撤収について（報告）

さきに申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。

記

撤収年月日

年 月 日 時

## 第4節 地震に関する情報の伝達計画

地震に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

### 第1 地震に関する情報

#### 1 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上予想される地域に対し、気象庁が発表する警報であり、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

気象庁本庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、緊急地震速報の特性（注）や、住民や受信したときの適切な対応行動などの周知・啓発に努める。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外に飛び出さない ・その場で、火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 2 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁及び大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表する。

### ア 発表基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき

(イ) その他地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

### イ 地震情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表する。
	震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない（津波予報）」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報、（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。津波予報（津波の心配がない場合）を含めて発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
	推計震度分布図	震度5以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

情報の種類		情報の内容
長周期地震動に関する観測情報		震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報		国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報		顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

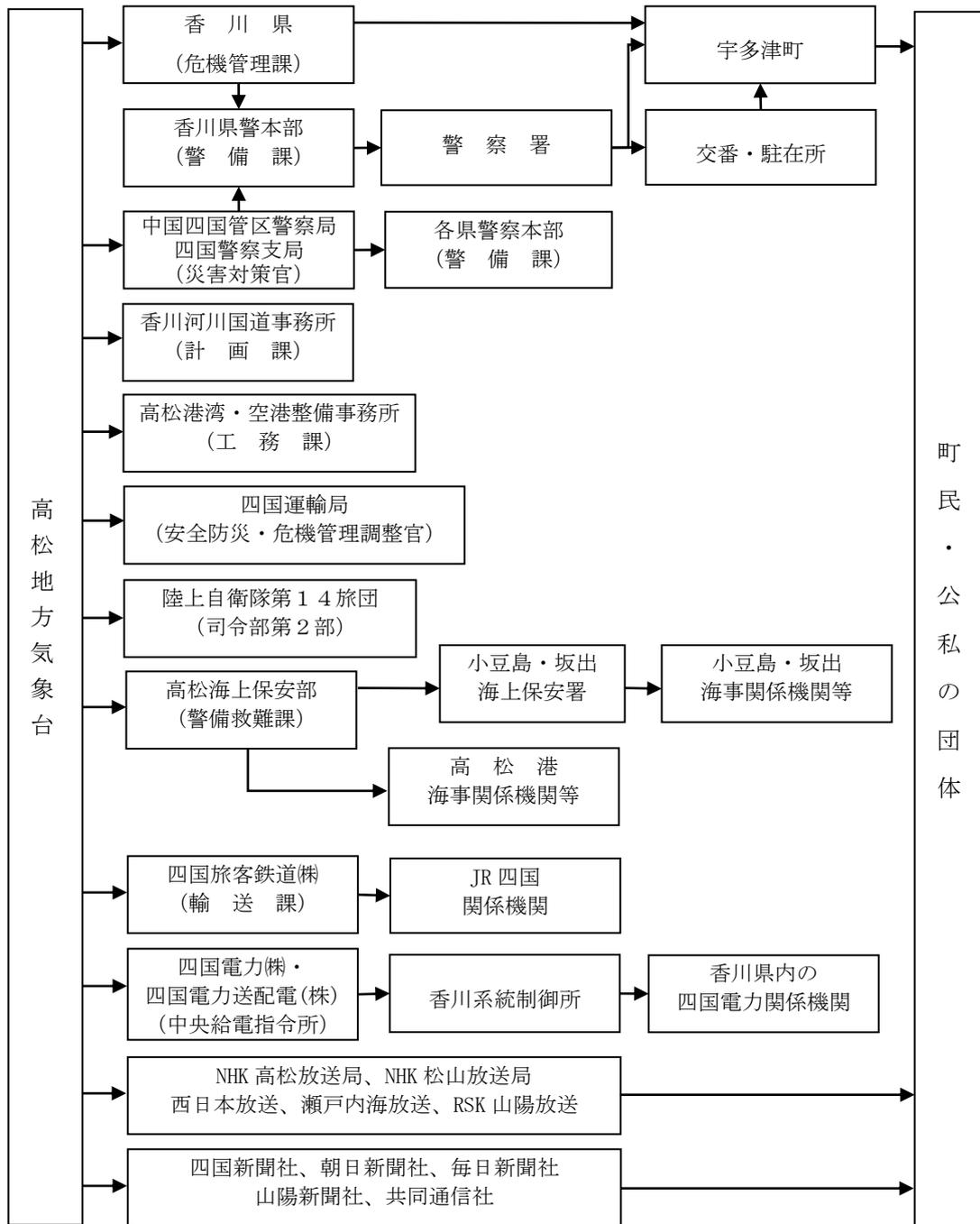
#### 地震情報で用いる香川県の地域名

地域名	対象市郡名
香川県東部 (カガワノトウブ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部 (カガワノセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

#### 地震情報で用いる宇多津町内の震度観測点

地域名	市町名	震度観測点名	震度観測点所在地
香川県西部	宇多津町	*宇多津町役場	宇多津町 1881 (宇多津町役場)

地震及び津波に関する情報の伝達系統図



### 3 地震解説資料

高松地方気象台は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

## 第2 県の情報収集・伝達体制等

- (1) 県は、震度情報ネットワークシステムの活用により、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。また、地震による被害状況を推定し、防災関係機関の初動体制と広域応援体制の迅速な確立を図る。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた地震に関する情報等を、緊急防災情報ネットワーク専用受信端末で受信し、直ちに県防災行政無線により各市町及び各消防本部へ一斉通報するとともに、県防災情報システムで各市町等の端末に配信する。

## 第3 関係機関の伝達

県警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により坂出警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

## 第4 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は坂出警察署若しくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた坂出警察署又は坂出海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

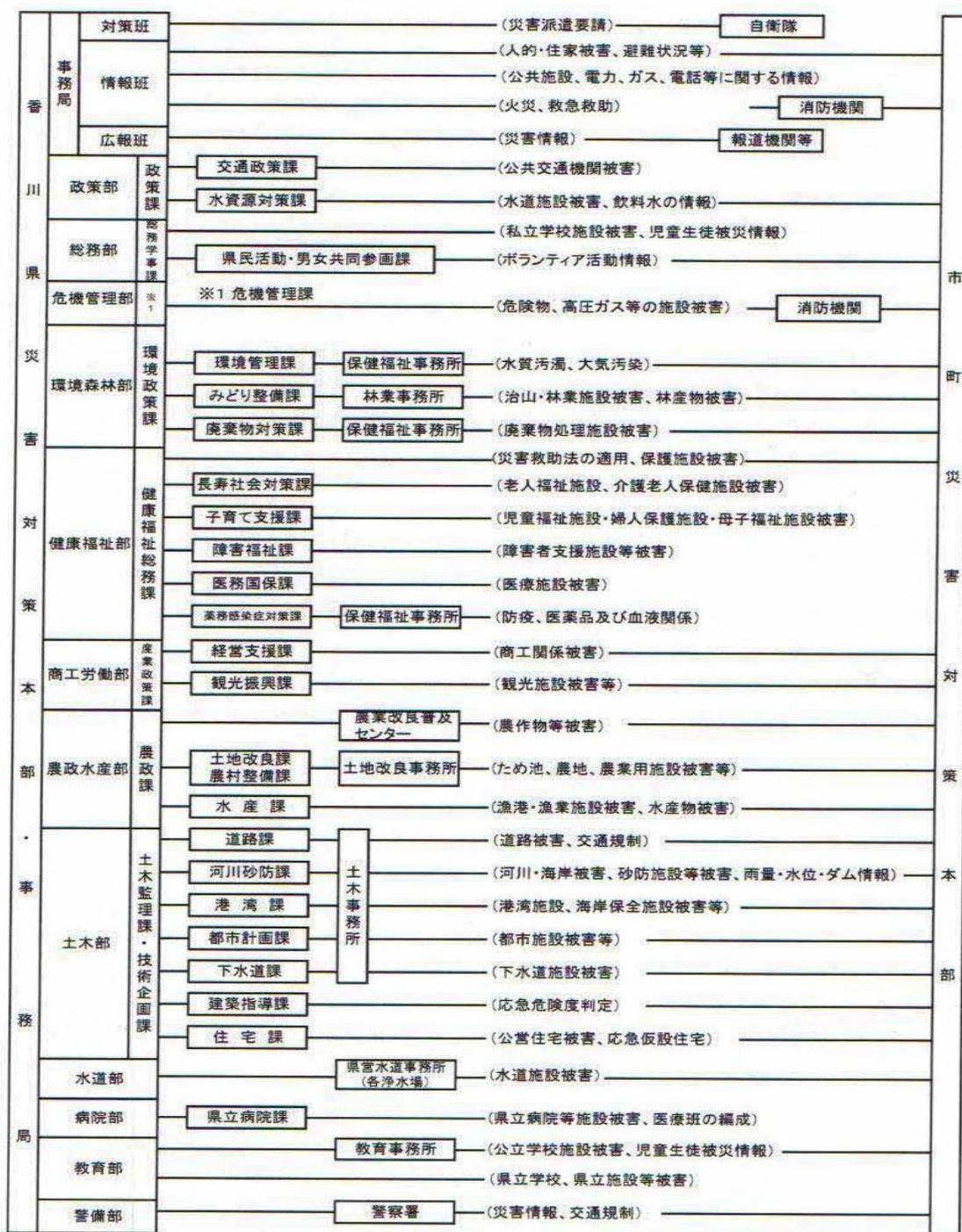
この通報を受けた町は、その旨を速やかに県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、町民及び関係団体等に周知するものとする。

## 第5節 災害情報収集・伝達計画

### 第1 情報収集体制及び伝達系統

被災状況及び災害応急対策に関する情報の一般的収集伝達系統は、次の図のとおりである。防災行政無線等を活用して、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



\* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

## 1 情報の収集・伝達

### (1) 被害規模の早期把握のための活動

ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 町は、町消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握する。

ウ 県は次図の経路により被害情報等の収集・伝達を行う。町は可能な限り関係各課による被害情報等を取りまとめて報告する。

### (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

### (3) 一般被害、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

ア 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

イ 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 2 県に対する報告

### (1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第53条に基づき、町が県に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

#### ア 一般基準

(ア) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に合致するもの。

(イ) 町が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見

た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

#### イ 個別基準

##### (ア) 地震

地震が発生し、町の区域内で震度 4 以上を記録したもの。

##### (イ) 津波

津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (ウ) 風水害

a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

#### ウ 社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### (2) 報告の方法

ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

#### (3) 報告要領

ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達）町は、「災害概況即報」により人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集・伝達）

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集・伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

(ア) 町は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

(イ) 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

#### ウ 確定報告

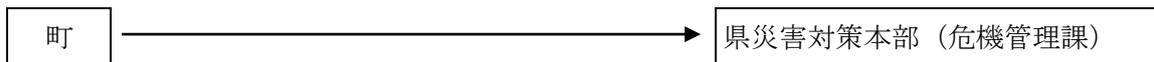
災害が終了して、被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

#### (4) 報告の方法、経路

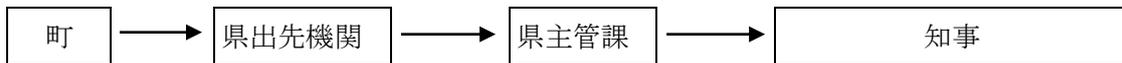
ア 町の発生報告及び経過報告は、香川県防災情報システム、香川県防災行政無線又は様式第4号に基づいて県災害対策本部（本部を設置しない場合にあっては県危機管理課）に対して行うものとする。なお、発生報告及び経過報告は、覚知後、速やかに行うものとする。

イ 町の確定報告は、関係の県出先機関を経由し、各主管課から知事に報告するものとする。なお、確定報告は災害が終了し、被害が確定した後に遅滞なく文書により、行うものとする。

(発生報告及び経過報告)



(確定報告)



### 3 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県に加え直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

#### ① 火災等速報のうち直接速報基準に該当するもの

- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車災害などの火災
- ・ 危険物等にかかる事故・原子力事故等

#### ② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

#### ③ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
- ・ 津波・風水害のうち死者又は行方不明者が生じたもの 等

### 4 被害の認定

町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第

518 号内閣府通知) で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

## 5 被害情報の報告

災害が発生した場合の被害情報は、次の区分により、町長から知事に対して行うものとする。

## 6 関係機関の協力

被害情報は、各機関が収集し、その結果を必要に応じ相互に通報、連絡するものとするが、警察、報道機関等は、特に迅速、的確な収集及び伝達について協力するものとする。

## 7 非常通信の運用

災害時において、NTTその他の機関の有する有線電信が途絶し、もしくは電話が困難な場合においては、非常用無線等の運用により通話を確保するものとし、これの運用については、香川県非常通信協議会の協力を得るものとする。

様式第4号

(被害状況即報)

市町名		宇多津町		区分		被害	
災害名	災害名			田	流失・埋没	ha	
	報告内容	宇多津町 第 報			冠 水	ha	
報告者名		( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha
	冠 水					ha	
				文教施設	箇所		
				病院	箇所		
区分		被害		道路	箇所		
人的被害	死者	人		その他	橋りょう	箇所	
	行方不明者	人			河川	箇所	
	負傷	重傷	人		港湾	箇所	
	傷	軽傷	人		砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟	その他	清掃施設	箇所	
			世帯		崖くずれ	箇所	
			人		鉄道不通	箇所	
	半壊		棟		被害船舶	隻	
			世帯		水道	戸	
			人		電話	回線	
	一部破損		棟		電気	戸	
			世帯		ガス	戸	
			人		ブロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟		罹災世帯数	世帯		
		世帯		罹災者数	人		
		人		火災発生			
非住家	公共建物	棟		建物	件		
	その他	棟		危険物	件		
				その他	件		

区 分		被 害		災 害 等 対 策 設 置 状 況 本 部	都 道 府 県  市  町				
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公立土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
公立施設被害市町数	団体								
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 名					
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円						消防職員出動延人数	人
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人					
備 考	災害発生場所  災害発生年月日  災害の種類概況  応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況								

※被害額は省略することができるものとする。

## 第6節 通信運用計画

地震災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

### 第1 地震災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話、県防災情報システム等を利用して行う。

#### 1 県防災行政無線の運用

地震災害情報の収集・伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。

#### 2 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報等の災害関連情報の共有化を図る。

#### 3 電気通信事業者の設備の利用

##### (1) 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTTに申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

##### (2) 孤立防止用衛星電話の利用

地震災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、NTTの孤立防止用衛星電話を四国総合通信局に貸与要請し、地震災害時に加入電話等が使用不能になったときに、これを連絡用に活用する。

#### 4 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

#### 5 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

## 6 災害対策用無線機の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機（MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

## 7 災害対策用衛星携帯電話の利用

町及び県は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）に対し、災害対策用衛星携帯電話の貸与を要請し、通信の確保を図るものとする。

## 8 アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

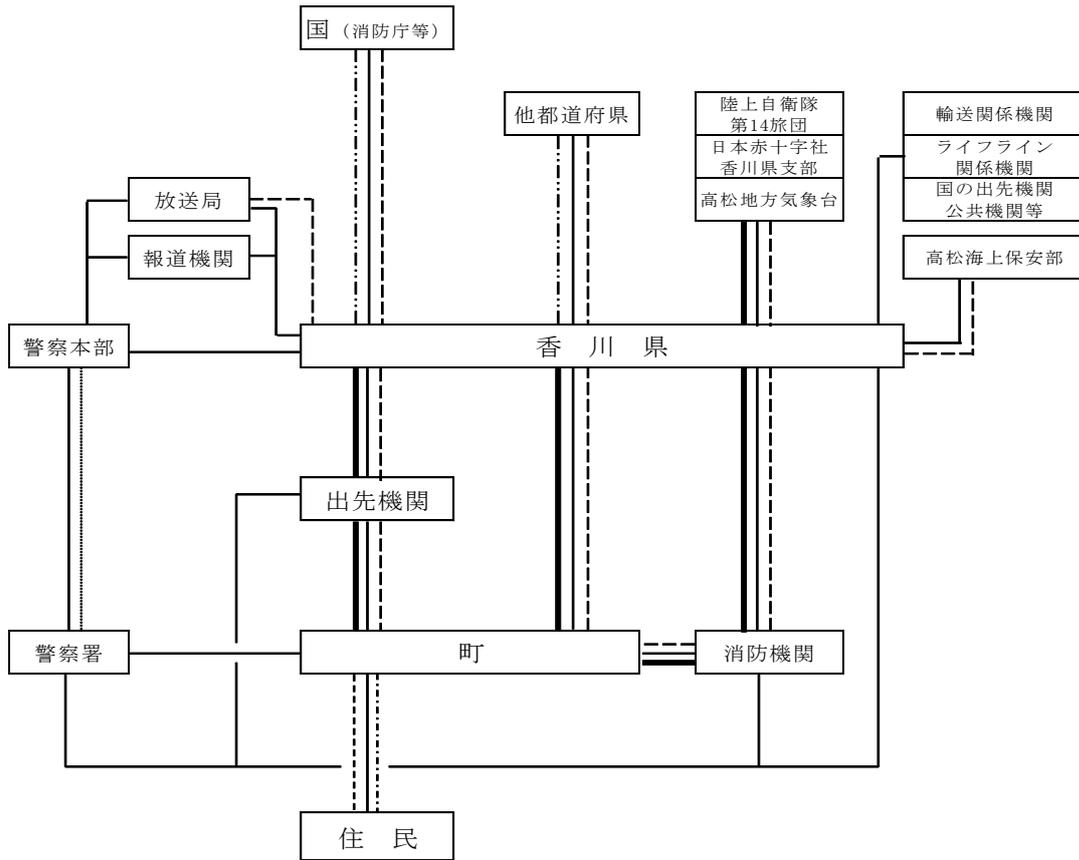
## 9 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、町民等へ必要な情報を提供する。

## 10 町防災行政無線

町は、防災行政無線（同報系）及び戸別受信機等を活用し、住民等へ必要な情報を提供する。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

災害時通信連絡系統図



【凡 例】

- 電話・FAX (一般のNTT回線)
- - - - 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
- 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する)
- · - · - · 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
- 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
- · - · - · オフトーク通信又は町防災行政無線 (同報無線で屋外方式と戸別方式がある。)
- - - - 広報車による広報活動

## 第7節 広報計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるために、県、町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

### 第1 広報内容

#### 1 被災者等への広報活動

##### (1) 町の広報活動

###### ① 広報事項

町は、県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・避難指示等の発令、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・応急救護所開設状況
- ・給食、給水等実施状況
- ・電気、ガス、水道等の供給状況
- ・一般的な住民生活に関する情報
- ・その他必要な事項

###### ② 広報手段

次の手段により行う。

- ・ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・固定型防災行政無線、防災ラジオによる広報
- ・CATVによる広報
- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・広報車による広報及び指定緊急避難場所、指定避難所への広報担当者の派遣
- ・自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- ・県防災情報システムによるメール配信
- ・インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信

##### (2) 県の広報活動

###### ① 広報事項

県は、災害の規模、態様等に応じて、町民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）

- ・二次災害の危険性に関する情報
- ・安否情報
- ・道路交通、交通機関に関する事項
- ・防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・民心の安定に関する事項
- ・被災者生活支援に関する情報
- ・その他必要な事項

## ② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在日外国人・訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・報道機関による広報
- ・ヘリコプター、広報車等による広報
- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）、緊急速報メールの活用による広報
- ・Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信
- ・その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

## (3) 防災関係機関の広報活動

### ① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

### ② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

## 2 「広報うたづ」による広報

広報うたづ特集号発行等により、町内各世帯に災害情報を周知徹底するものとし、併せてホームページ、フェイスブックページにも掲載するものとする。

### 3 報道関係に対する情報発表

町本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を発表するものとする。なお、本情報は、発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害調査及び発表時限
- (4) 被害状況
- (5) 避難情報（避難指示等）
- (6) 災害救助法適用の有無
- (7) 町本部における応急対策の状況

### 4 広聴活動

災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

## 第8節 避難対策計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

### 第1 避難の指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の指示を行う。

区分実施責任者根拠法令災害の種類実施の基準内容等

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命や身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きを指示、必要があると認めるときは立退き先を指示。避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ緊急を要する場合、緊急安全確保措置を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命や身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、又は町長から要求があったときで避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を町長ができないと認めるとき	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（町に通知）
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	避難のための立退きの指示（水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれ	危害を受けるおそれ

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
		務執行法第4条	について	れがある災害時において、特に急を要するとき	のある者を避難させる（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき	危害を受けるおそれのある者を避難させる（防衛大臣の指定する者に報告）

## 第2 避難指示の内容及び周知

(1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難指示の周知を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあると認めるときは、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するものとする。

ア 避難を必要とする理由

イ 避難指示及びその対象となる地域

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所（位置）

エ 避難経路

オ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）

(2) 町が避難指示を行う際は、広報車、緊急速報メール（エリアメール等）、防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、町フェイスブック等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

(3) 町は、必要に応じ避難指示に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 希望する放送日時及び送信系統

エ その他必要な事項

(4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉

同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信するものとする。

(5) 町は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

(6) 住民は、町が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

### 第3 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して町民の避難誘導を実施するものとする。また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

なお、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

(1) 避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

(2) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して避難させる。

(3) 高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

(4) 避難経路は、ハザードマップ等を参考にしながら、災害の種類に応じて、周囲の状況等を的確に判断しながら、できるだけ安全な経路を選定する。

(5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

### 第4 避難方法

(1) 住民

津波の場合は、高台等へ一刻も早く避難する。

二次災害である火災の場合は、火災の発生場所、風向、風速、木造住宅の密集状況から判断して、より安全な避難場所等へ避難する。

避難にあたっては、自主防災組織等を中心として、要支援者の安否確認・移動補助等を行いながら、できるだけ自治会・町内会単位での集団で避難するものとする。避難に際しては、徒歩で避難する。自動車は、火災時に燃料が危険であることや道路が混雑し、かえって避難に時間を要することなどから、できるだけ利用しない。自転車は、倒壊家屋、垂れ下がった

電線及び道路の損壊等により危険なので、できるだけ避難には使用しない。

- (2) 町長は、住民の避難誘導にあたっては、警察、消防機関、自衛隊等の防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会・町内会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者等要配慮者の避難を優先する。

## 第5 指定避難所の開設

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

- (2) 町は、地震・津波災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

- (3) 町は、指定避難所として町の学校及び公民館等の既存建物を応急的に整備して使用する。なお、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (5) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告しなければならない。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

- (6) 指定避難所の開設期間

町は、地震情報、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、避難所の開設期間を決定する。

## 第6 指定避難所の運営

- (1) 町は、警察官、自主防災組織、自治会及び防災ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、生活環境や各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に高齢者、障がい者等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、社会福祉施設及び病院等との連携を図るものとする。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 町は、県と協力しながら、速やかに飲料水、食料、毛布、医薬品（家庭薬）等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を調達する。
- (4) 町は、避難者の協力を得ながら、負傷者、地震災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者に留意しながら、避難者名簿を作成し、被災者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事などの支援物資を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに障がい者等への情報提供の確保にも留意する。また、指定避難所で生活せず食事などの支援物資を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (5) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。
- (6) 指定避難所には、必要に応じその運営を行うために町職員を配置するものとする。
- (7) 指定避難所には、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所で

の生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努めるものとする。

(8) 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

(9) 指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

(10) 指定避難所運営のため支出する費用は、指定避難所の設置・維持・管理のための人夫賃、消耗機材費、建物・器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

(11) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合は限度額内で県負担、その他の場合は町負担とする。

(12) 良好な生活環境の確保

改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備に当たり平常時より必要な取組を推進する。

(13) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 第7 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

## 第8 在宅の要支援者対策

(1) 地震災害発生直後には、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病者等の避難行動要支援者名簿を利用するなどして、居宅に取り残された要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

(2) 要支援者を発見した場合には、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急入所、居宅での生

活が可能な場合には在宅福祉ニーズの把握等を行うものとする。

- (3) 避難所に移動した要支援者について、県等の応援を得ながら、遅くとも発生1週間後を目途に組織的・継続的な要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。そのため、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要支援者の把握調査を開始するものとする。

## 第9 障がい者に係る対策

- (1) 障がい者に係る対策として、次の点に留意しながら行うものとする。

- ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
- イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に対応した機器や物資等の提供
- ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣等

- (2) 在宅の被災障がい者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な提供を行う。

## 第10 児童に係る対策

次の方法により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

- (1) 指定避難所の管理者、リーダー等を通じ、指定避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について福祉事務所又は児童相談所に対して、通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

## 第11 要介護者等の福祉施設における緊急受け入れ

地震災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応するものとし、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行うものとする。

要介護高齢者、障がい者、要保護児童、母子等の要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ適切な処置を行うものとする。

## 第12 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

### 第13 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の県内の市町に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 第14 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。

## 第9節 二次災害防止対策

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物・構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

### 第1 土砂災害対策

町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

### 第2 被災建築物等への対応

(1) 町は、被災した建築物等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物や宅地の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

(2) 町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

### 第3 高潮、波浪等の対策

町、県等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

### 第4 環境汚染への対策

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等につき、県から住民に対する情報提供等の要請があったときは、町は、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

町は、県から事業所等の有害物質の漏えいによる大気汚染、水質汚濁についての情報が提供された場合は、周辺地域の住民に対して広報する。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

## 第10節 消防に関する計画

### 第1 出火防止、初期消火

地震火災による被害を最小限にとどめるため、住民、事業所等は使用中のガス器具、石油ストーブ等の火を直ちに消し、出火防止に努める。

また、万一出火した場合は、住民、自主防災組織及び自衛消防組織が協力して、ボヤのうちに消火するよう努める。

### 第2 応援要請

町長は、本町の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法第44条の1項の規定により、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等、他の都道府県の応援を要請する。

### 第3 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害が同時に発生する 경우가多く、また道路の損壊等により通行障害が発生するため、消防活動が極めて困難となる。このことから、消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所等の確保をする消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 大量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- (5) 消防活動に際しては、消防団員の安全確保に十分配慮する。

### 第4 救急、救助活動

救急、救助を必要とする事象が、地震の際には同時多発するほか、建物の倒壊や道路の損壊等による通行障害等のため、救急、救助活動が極めて困難となる。したがって、消防機関は、次の点を考慮して救急、救助活動を実施する。

- (1) 救急、救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先す

る。

- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先する。

## 第5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 第11節 水防活動に関する対策

#### 第1 監視、警戒活動

水防活動のための具体的な内容については、宇多津町水防計画の定めるところによる。

#### 第2 応急措置

水防施設の管理者は、被害の拡大を防止するため、堤防、水門、ため池等の被害箇所の応急措置を迅速かつ的確に行う。

## 第12節 輸送対策

地震災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

### 第1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

#### (1) 第1段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

#### (2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

#### (3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

### 第2 輸送車両等の確保

(1) 町が運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

- ア 町有車両の活用
- イ 県内トラック協会、バス協会、離島航路事業協同組合、船舶事業者の協力を県に要請
- ウ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- エ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- オ 臨時列車の増発等が必要な場合は、駅長及び関係者と協議のうえ、四国旅客鉄道株式会社社長に申請

(2) 町は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

### 第3 陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）

#### (1) 情報の収集

ア 町は、県警察本部との連携により関係機関の協力を得て、主要な道路の被害状況・復旧見込み等、必要な情報を把握する。

イ 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県警察本部及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。

#### (2) 道路交通確保の措置

道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるほか、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を効果的に行う。

#### (3) 車両の運転者

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防隊員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

#### (4) 車両運転の自粛

災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

### 第4 海上交通の確保

#### (1) 情報の収集

町は、船舶事業者、宇多津漁業協同組合等の協力を求め、被害状況、航路等、異常の有無等の情報収集を行う。

#### (2) 海上交通確保の措置

町は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

### 第5 航空輸送の確保

町は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

### 第6 輸送拠点の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うために、県は一次（広域）物資拠点等を、町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離

着陸場の情報管理を行うものとする。

## 第7 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、香川県における平均的な料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（8割以内）で、町本部が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

## 第13節 給食計画

### 第1 実施体制

#### 1 給食の実施者

給食は、町長が実施するものとする。

#### 2 給食の供給対象者

(1) 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品供給を受ける者

ア 指定避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼または床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 町内の旅館宿泊人及び一般家庭の来訪者であまはイと同一の状態にある者

エ 被害を受け、一時縁故先等へ避難する者で食品を提供する必要のある者

(2) 災害救助法が適用されない場合の被災者

(3) 災害救助従事者

#### 3 供給する食品の品目

(1) 給食は、精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて缶詰、漬物、野菜等の副食を供給するものとする。

また、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

(2) 災害救助法適用時の食品は、被災者が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

(3) 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

#### 4 災害救助法適用時の給食実施期間

(1) 炊き出しその他による食品の供給を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）に定める基準により、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内のものを現物により支給することができる。

(2) 地震災害が大規模で基準内の期間で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に期間延長について内閣総理大臣に特別基準の適用申請を行うよう要請することができる。

## 5 給食基準

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合  
1人1食あたり 精米換算 200グラム以内
- (2) 災害救助従事者に対し、炊き出しによる給食を行う場合  
1人1食あたり 精米換算 300グラム以内

## 第2 食料の調達

### 1 平常時における緊急食料の調達に係る措置

地震災害時において、緊急食料が円滑に確保されるよう平常時から次の措置を行うものとし、住民は、7日間程度の生活が維持できる緊急食料の確保・備蓄を行うものとする。

- (1) 町内における緊急に必要な食料の在庫状況等の定期的な調査の実施
- (2) 緊急食料の保有者との供給協定の締結
- (3) 緊急食料の集積場所の選定
- (4) 住民が実施する緊急食料の確保対策の指導
- (5) 県は一次（広域）物資拠点を、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### 2 緊急食料の調達

町長は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達に努めるとともに、必要に応じて物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、県等に対して調達またはあつせんを要請する。

## 第3 炊き出しの実施及び食料の配分

### 1 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しの実施場所としては学校給食センターとするが、学校等の避難場所等のほか適当な場所をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 町長は、平常時から自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、炊き出しについての協力体制の確立に努めるものとする。
- (3) 町長は、地震災害時に、指定避難所またはその近くの適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、正確、公平に炊き出し及び食品の配分を実施する。
- (4) 町長は、地震災害が大規模なため、職員、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等による炊き出しの実施が困難な場合は、知事に対し炊き出しの応援を要請することができる。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態

の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 2 燃料の確保

- (1) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の支給またはあっせんを行う。
- (2) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の調達の調整ができないときは、次の事項を示して知事に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要なガス器具等の種類及び個数

## 第14節 給水計画

地震・津波災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。

### 1 給水の確保等

- (1) 町は、必要に応じ備蓄している飲料水（町設置の耐震性防火水槽（飲料水兼用 100 m<sup>3</sup>型）を含む。）を放出するとともに、飲料水の調達に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した飲料水保有者から緊急調達を実施する。
- (2) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

### 2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況を勘案して給水量を定める。

### 3 給水の実施

- (1) 町は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (2) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
  - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、市町への水道水の供給を継続する。
  - ② 配水施設が被災した場合は、配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
  - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、町と協議のうえ、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。この場合、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等と連絡をとりあい、必要な被災者等への円滑な供給を実施するとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得るよう努める。
  - ④ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。
  - ⑤ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
  - ⑥ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難な時は、県または（公社）日本水道協

会香川県支部に対して、応援等を要請する。

- (3) 県は香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
- ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
  - ② 広域かつ大規模な断水により、香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があった場合には、必要に応じて他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 第15節 生活必需品等供給計画

### 第1 実施体制

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行うものとする。

### 第2 生活必需品の確保

#### 1 調達

町は、必要に応じて、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達またはあっせんを要請する。

#### 2 集積

生活必需品等について、輸送拠点となる集積場所をあらかじめ定めておくものとする。

#### 3 備蓄

生活必需品の確保目標を考慮のうえ、あらかじめ生活必需品の備蓄に努める。

住民は、各家庭において可能な限り、生活必需品の備蓄に努めるものとする。

#### 4 輸送体制

輸送計画に基づき生活必需品の輸送を行う。

### 第3 生活必需品の配分

災害救助法を適用した場合の生活必需品の配分は、次により行う。

#### 1 供給対象者

地震災害によって住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、物資の販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者

#### 2 供給（貸与）品目

被服、寝具その他生活必需品として認められる品目（原則として、次の8種類）

##### (1) 寝具

就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

##### (2) 外衣

洋服、作業着、子供服等

(3) 肌着

シャツ、パンツ等の下着

(4) 身の回り品

タオル、靴下、サンダル、傘等

(5) 炊事道具

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

(6) 食器

茶碗、皿、はし等

(7) 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

(8) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

### 3 災害救助法適用時の生活必需品供給（貸与）期間

生活必需品の供給（貸与）を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）に定める基準により、災害発生の日から10日以内とする。

### 4 配分方法

(1) 町長は、配分計画を作成し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。

(2) 町長は、物資の配分に当たっては、事前に地域住民に広報を行うとともに、自治会、防災ボランティア等の協力を得て公平に実施する。

(3) 町長は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

(4) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 第16節 医療救護計画

### 第1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

### 第2 実施体制

#### 1 医療救護班の派遣

- (1) 町長は、医療救護が必要と認めたときは、避難者対策班に新たに医療救護班を編制し、坂出市医師会に医師の派遣等を要請するものとする。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。また、坂出市医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく要請を行うものとする。

医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって編制することを原則とする。

- (2) 本町の医療機能のみで十分でないと認められるときは、県に災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請する。

#### 2 応急救護所の設置

医療救護班は、まずは宇多津町保健センターに応急救護所を設置し、各指定避難所における負傷者等の状況により、指定避難所に応急救護所を追加設置するか決定する。ただし、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されている場合には、まずは宇多津北小学校に応急救護所を設置する。

指定避難所	所在地	電話番号
宇多津小学校	宇多津町815	(0877) 49-1820
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁115	(0877) 49-2000
宇多津中学校	宇多津町3302	(0877) 49-0818
保健センター	宇多津町1881	(0877) 49-8008
デュアル・スポーツセンター	宇多津町3390-1	(0877) 49-8007

### 3 救護病院の医療救護

町長は、坂出市医師会に以下の救護病院等がする医療救護の実施について要請する。

なお、☆印の救護病院は、広域救護病院にも指定されている。

医療取扱機関名		所在地	電話番号
回生病院	☆	坂出市室町3丁目5-28	(0877) 46-1011
坂出市立病院	☆	坂出市寿町3丁目1-2	(0877) 46-5131
聖マルチン病院	☆	坂出市谷町1丁目4-13	(0877) 46-5195
宇多津病院		宇多津町浜5番丁66-1	(0877) 56-7777

### 第3 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

#### 1 設置及び組織

医療救護班は医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、坂出市薬剤師会や綾歌郡歯科医師会に薬剤師や歯科医師の派遣を要請する。また、坂出市薬剤師会や綾歌郡歯科医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく要請を行うものとする。

#### 2 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- (3) 救護病院等への患者搬送の支援
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- (6) その他必要な事項

#### 3 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

#### 4 施設設備

既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。

応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

(1) テント

4 方幕付鉄骨テント      6 坪用 (19.8 m<sup>2</sup>)

(2) 救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

(3) ベッド等

折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用)、病衣、雑備品

(4) 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

#### 第4 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

##### 1 設置及び組織

(1) 町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

(2) 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

(3) 町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

##### 2 担当業務

(1) トリアージ

(2) 重症患者の応急処置

(3) 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

(4) 広域救護病院等への患者搬送

(5) 助産活動

(6) 死体の検案

(7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

(8) その他必要な事項

### 3 運営

- (1) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- (2) 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

### 4 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

## 第5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

## 第6 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

### 1 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- (1) 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- (2) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
- (3) 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- (4) 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

### 2 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- (1) 人力による方法
- (2) 車両による方法
- (3) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- (4) ヘリコプター等航空機による方法

### 3 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

## 第7 医療、救護資機材の確保等

### 1 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 応急救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を備蓄する。
- (2) 応急救護所等から医薬品等の供給要請があった場合は、中讃保健福祉事務所に対し、県が備蓄している災害時用備蓄医薬品等を供給するよう要請する。それでも医薬品等の不足が生じたときは、県に調達またはあっせんを要請する。

## 第8 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

## 第9 その他

- (1) 町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

## 第 1 7 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

### 第 1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

### 第 2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

### 第 3 港湾及び漁港施設

管理者は、宇多津港及び北浦漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

### 第 4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

### 第 5 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

町及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

### 第 6 治山施設

町及び県は、治山施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

## 第7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

## 第8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

## 第9 医療機関、社会福祉施設等公共施設

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

## 第10 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

## 第11 海域関連施設

県は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収・処理できるよう町、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

## 第18節 危険物施設等災害応急対策計画

### 第1 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町及び警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

### 第2 町の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、坂出市医師会等に対し、救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急処置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 地震災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

## 第19節 防疫、保健衛生計画

### 第1 実施体制

#### 1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以降、「感染症法」という。）に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、そ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めるときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、感染症対策として、必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

#### 2 防疫業務の実施方法

防疫業務区分	実施方法
消毒方法、そ族昆虫駆除の実施及び指導	被災直後に被災地区を対象として行い、実施状況について詳細に中讃保健福祉事務所に報告する。
疫学調査	避難所等における感染症の発生予防、感染症のまん延防止のため、疫学調査を行う。

水質検査、細菌検査	必要に応じて随時行う。
臨時の隔離病舎の設置	必要と認めた場合は、関係機関と協議して設置する。

### 3 保健衛生対策

#### (1) 健康相談等

町は、中讃保健福祉事務所等と連携して、避難者等を巡回し、避難者（被災者）の健康状態を調査すると共に、特に高齢者などの要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

また、中讃保健福祉事務所等、医療機関等と密接な連携を図りながら、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・診療等を行う。

#### (2) 精神保健相談等

ア 町は、県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

(ア) 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者

(イ) 子ども、妊産婦、障がい者、難病者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

(ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

(エ) ボランティア等、救護活動に従事している者

(オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

ウ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

#### (3) 栄養相談等

ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、町保健センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

(ア) 乳幼児、妊産婦、障がい者、難病者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導

(イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

- (ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導
- (エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (オ) その他必要な栄養相談・指導

イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

## 第2 食品衛生の確保

### 1 避難所等における食品衛生の確保

(1) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

- ア 救援食品の衛生的取扱い
- イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）
- エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

## 第3 薬剤及び資機材の備蓄、調達

(1) 応急救護所等で使用する防疫用薬剤及び資機材については、調達確保する。

(2) 防疫用医薬品、資材等が不足したときは、卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

## 第20節 廃棄物処理計画

### 第1 処理の基本方針

災害時において、大量に発生するがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとする。

また、災害が発生したときは、被害の状況を的確に把握するとともに、迅速に応急対策を講じる必要があるが、災害発生後の時間の経過とともに廃棄物対策の重点は変化するため、概ね次の順序により実施するものとする。

- ① 道路上の廃棄物の除去
- ② 避難所における仮設トイレの設置やし尿の処理
- ③ 生活ごみ等の処理
- ④ がれきの処理

また、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、廃棄物の分別整理を行うとともに、特定家庭用再商品化法の対象となる家電も含み極力リサイクルや適正処理を実施する。

### 第2 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について、把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、廃棄物処理について県から指導、助言を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。

県は、町から要請があったときまたは被害状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。

また、災害廃棄物の一時的な置き場として必要に応じて県有未利用地等を提供する。

- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

### 第3 ごみ及び災害廃棄物処理

- (1) ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を定めた宇多津町災害廃棄物処理計画に基づき、住民及び自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (2) 県及び町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況において担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (3) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、自主防災組織及び住民に周知する。
- (4) 自主防災組織に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から本町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (5) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (6) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場及び処分場に運搬する。
- (7) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (8) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- (9) フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- (10) 自主防災組織は、町が地域ごとに選定したごみの仮置場を住民に周知する。また、仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理の協力並びに定められた日時に、仮置場より仮集積場への運搬に協力する。
- (11) 住民は、自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出し、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

#### 第4 し尿処理

- (1) 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用中止について住民に周知する。
- (2) 住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達方法を確保しておくものとする。また併せて、下水道を利用した簡易トイレの確保にも努めるものとする。
- (3) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して、仮設トイレの使用、もしくは必要に応じて、素堀での処理をするよう指導し、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じたし尿凝固剤の配布を行う。
- (4) 仮設トイレ、素堀の維持管理及び消毒は自主防災組織を中心に行う。
- (5) 住民は、町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて、素堀での処理を行う。
- (6) し尿の収集は、仮設トイレ、指定緊急避難場所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- (7) 収集したし尿は、し尿処理施設または終末処理場のある下水道に搬入し、処理する。

## 第5 廃棄物処理施設の復旧

＜町及び坂出、宇多津広域行政事務組合＞

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害の恐れがあるものについては、応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工業者に協力を要請する。
- (3) 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、または処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼など応急的な処理に努めるとともに、住民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

## 第21節 遺体の搜索、処理、火葬・埋葬計画

### 第1 遺体の搜索

町は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。遺体の搜索にあたっては、警察、消防本部及び消防団等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は船艇機等
- (4) その他必要な事項

### 第2 遺体の処理、収容

- (1) 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 町が遺体を収容した場合、遺体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

### 第3 遺体の火葬・埋葬

- (1) 町は、地震災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場のあっせん等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。
- (4) 町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

## 第22節 文教対策計画

### 第1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### ア 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

#### イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、町教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

### 第2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校等の管理に必要な体制を確立する。
- (2) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (3) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。

### 第3 応急教育の実施

町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

- (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

## 第4 就学援助等

### 1 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

### 2 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事からの救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

町は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を調達し、配給する。

#### ア 教科書

毎年度使用教科書に基づき教科書発行会社に対して緊急に調達手配する。

#### イ 災害救助法の適用があった場合の学用品の配給

(ア) 被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を現物配給する。

(イ) 学用品の配給のため、支出できる費用は次の額の範囲内とする。

ウ 学用品の配給を実施できる期間は、災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とする。

### 3 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による

応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努めるものとする。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊き出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意するものとする。

エ 物資確保については、県及び共同調理場運営委員会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努めるものとする。

## 第5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来所者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

## 第6 文化財の保護

### 1 災害発生時の措置

国、県、町指定文化財（以下「文化財」という。）の所有者または管理者は、災害により文化財の被害が発生した場合、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

### 2 被害状況の調査

町教育委員会が、被害の状況調査を行うが、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣し、被害の状況調査を行う。

### 3 復旧対策

県教育委員会から町教育委員会を通じて所有者等による復旧計画の指導・助言を行う。

## 第7 埋蔵文化財対策

教育委員会学校教育課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害

状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

**第8 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。**

- (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第30号）
- (2) 学用品の給与状況（様式第31号）

学用品購入（配分）計画表

宇多津町

小中学 区分 単 品名 価	小学生			中学生			合計		備考						
	全壊流失分		半壊 床上浸水分	全壊流失分		半壊 床上浸水分									
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量		金額	生徒数	数量	金額	数量	金額
円			円			円			円			円		円	
計															

- (注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については、別途適宜作成するものであること。
- 2 都道府県調達分があるときは、その旨を品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

宇多津町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。  
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 第23節 住宅の応急確保対策

### 第1 実施体制

#### 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

町長は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を知事から委任された場合は、これらを実施する。

#### 2 被災住宅の調査

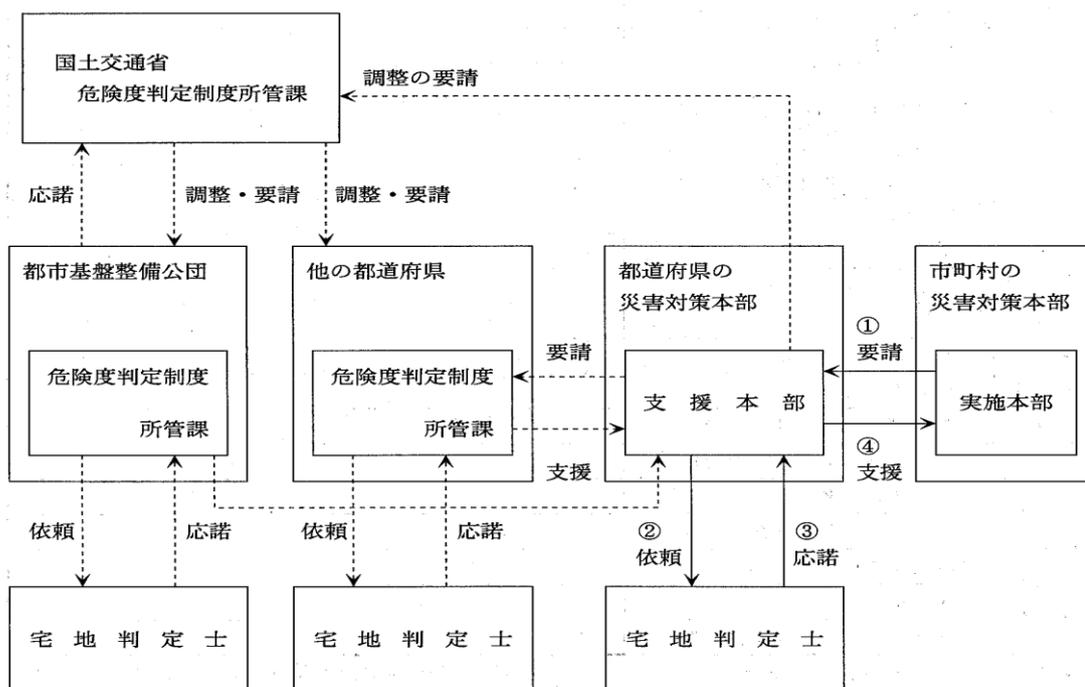
(1) 町長は、地震により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- オ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 町長が、調査を実施できない場合は、次のとおり知事に応援を要請する。

#### ア 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定制度による危険度判定実施時の市町村、都道府県等、国土交通省の関係は概ね下図のとおりとする。



## 第2 応急仮設住宅の建設

### 1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県は住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

#### (1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。

なお、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

#### (2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

#### (3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

#### (4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡(9坪)とする。

#### (5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者等、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

## 2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

#### (1) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

#### (2) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

### (3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

### (4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

## 3 障害物の除去

(1) 町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 町は、資機材、要員の不足、障害物の除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

## 4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

## 5 応急仮設住宅以外の収容施設

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できる公民館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

## 6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

## 7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に、県の協力依頼により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川本部から県へ報告され、県から町へ情報提供のあった会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

## 8 野外収容施設

応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティ分館、体育館、校舎等

を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

## 9 労務の調達

技術及び労働力の調達計画を策定するものとする。

### 10 住宅復旧計画

#### (1) 自力復旧

自力で復旧する者に対しては、必要資材の斡旋に努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融支援機構の災害特別貸付を使用するよう被災者を指導する。

#### (2) 公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第8条の第2種公営住宅を建設する。

#### (3) 被災者生活再建支援法による支援金の活用

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用を助言する。

### 11 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

#### (1) 応急仮設住宅（入居）申込者名簿（様式第23号）

#### (2) 応急仮設住宅台帳（様式第24号）

#### (3) 住宅応急修理記録簿（様式第25号）

#### (4) 応急仮設用敷地貸借契約書

#### (5) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

#### (6) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類

（注）直営工場の場合は、この他工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿を整理しておくものとする。

様式第 23 号

応急仮設住宅（入居）申込者名簿										
被災者 名簿 番号	氏名	年齢	職業	現住所	家族 数	世帯 月収	入居希望 住宅 所在地名	敷地 区分	調査者	町長決定

様式第 24 号

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

宇多津町

応急仮 設住宅 番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支 出額	備 考
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設した所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

宇多津町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計 世帯				

## 第24節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

### 第1 町民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

## 第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

### 第1 電気施設

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
  - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
  - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
  - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想される時、又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

### 第2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、町民及び関係機関等へ周知する。

### 第3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。  
また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行う

とともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

(2) 電気通信事業者は、災害時において、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。

ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。

(3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

## 第4 水道施設

(1) 水道施設の被害状況の把握

香川県広域水道企業団は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（貯水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止及び被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに関係機関等に状況を報告する。

ア 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

イ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕水栓により閉栓する。

(2) 水道施設の応急復旧

香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

ア 管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。

イ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。

また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

ウ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難所等）や医療機関等は優先して行う。

エ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

オ 町は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要な応じて協力する。

カ 香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 第5 下水道施設

町は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町及び県は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 第26節 農水産関係応急対策計画

地震災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

### 第1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 県、町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し必要に応じ町民に避難の指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧を実施する。

### 第2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 町は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は、県種子協会に対し、転用種子などの確保について指導をする。
- (3) 町及び農業団体等は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、中讃農業改良普及センター、関係農業協同組合等と密接に連携して防除指導を行う。
- (4) 果樹対策
  - ア 倒伏樹は起こし、根際を充分固め、支柱を立て枝葉の剪定を行う。
  - イ 折損枝は切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
  - ウ 殺菌剤の散布を行い、病害虫の発生、蔓延を防ぐ。
  - エ 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
  - オ 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。

カ 海岸で潮風害を受けたものは速やかに樹冠かん水を行い塩分を洗浄する。

(5) 野菜対策

ア 軽い中耕を行い地面の膨軟化を図る。

イ ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護に努める。

ウ 半倒壊したハウスについては応急修理、補強を行い、その1作について充分収穫をあげるように措置する。

エ 排水と保温に努め、植物の生育助長を図る。

### 第3 水産物に対する応急措置

(1) 町は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。

ア 宇多津漁業協同組合

イ 海上保安署

ウ 坂出警察署

(2) 町は、宇多津漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

(3) 町及び宇多津漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。

(4) 町は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し調達を要請するものとする。

## 第27節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

### 第1 受入体制の整備

- (1) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会が設置運営）の活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するように努め、またボランティアの生活環境について配慮するものとする。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

### 第2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

### 第3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
  - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
  - イ ボランティアと県等との連絡、調整
  - ウ 活動資材の調整
  - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
  - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 町災害ボランティアセンターの主な役割

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ 被災地へのボランティアの派遣
- ウ ボランティア情報の収集、発信
- エ ボランティアと町等との連絡、調整
- オ ボランティアへの対応
- カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

#### 第4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

## 第28節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行うものとする。

### 第1 高齢者、障がい者、難病者等対策

- (1) 町は、災害が発生したときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
- (2) 町は、難病者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (7) 町は、福祉避難所の指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、避難所を福祉避難所として指定する。

### 第2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び県西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。

- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障がいに対応するため、県の強力を得て、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

### 第3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

### 第4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、使用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

### 第5 社会福祉施設等の対応

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて県にDWA Tの派遣を要請する。
- (2) DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福

社の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。

- ・ 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- ・ 要配慮者のスクリーニング
- ・ 要配慮者からの相談対応
- ・ 介護を要する者への応急的な支援
- ・ 避難環境の整備

## 第6 配慮すべき事項

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 自治会、自主防災組織、民生委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつや、車椅子・杖・補聴器等の補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 文字による情報の提供
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

## 第29節 災害救助法の適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

### 第1 適用基準

#### (1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	30 世帯	
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯	
15,000 人以上～ 30,000 人未満	50 世帯	宇多津町
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯	
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯	
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯	
300,000 人以上	150 世帯	

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が、1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上～ 15,000 人未満	20 世帯	
15,000 人以上～ 30,000 人未満	25 世帯	宇多津町
30,000 人以上～ 50,000 人未満	30 世帯	

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
50,000人以上～100,000人未満	40世帯	
100,000人以上～300,000人未満	50世帯	
300,000人以上	75世帯	

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広域にわたり県下の全消失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

## (2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を滅失した1世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

## 第2 適用手続

(1) 町長は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、すでにとった措置及び今後の措置等を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

(2) 町長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ報告するものとする。

## 第3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

#### 第4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

#### 第5 救助の程度、方法及び期間

##### (1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

##### (2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 復旧・復興の基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、地震災害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

### 第1 原状復旧

- (1) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 町は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 町が、著しく異常かつ激甚な災害（国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。））等を受け、県に原状復旧を要請した場合、県は地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めたときは、その事務に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うものとする。

### 第2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震に強いまちづくりについてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを

得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

- (3) 町は、地震に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 公共施設等災害復旧計画

### 第1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

また、町は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、記載の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②砂防設備 ③林地荒廃防止施設 ④地すべり防止施設 ⑤急傾斜地崩壊防止施設 ⑥道路 ⑦公園 ⑧下水道

#### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### (3) 都市災害復旧事業計画

#### (4) 水道施設災害復旧事業計画

#### (5) 公営住宅災害復旧事業計画

#### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (7) 公立学校施設災害復旧事業計画

#### (8) その他の災害復旧事業計画

### 第2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

### 第3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

### 第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

#### 第1 生活相談・情報提供

町及び県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### 第2 被災証明・罹災証明書の交付

##### 1 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への説明を行う。

##### 2 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### 第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 第4 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（「以下」災害という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の支給及び貸付を条例に基づき実施する。

### 第5 義援金、見舞金品の受け入れ、配分計画

寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等の業務を県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会と協力して実施する。

#### (1) 義援金品の受付

義援金品の受付体制を確立しておくものとする。

#### (2) 義援金品の配分及び輸送

県等から送付された義援品を関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

#### (3) 義援品の保管場所

所有する施設等を使用し、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

### 第6 被災者生活再建資金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災者の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

### 第7 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期期限の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

### 第8 国民健康保険税の減免

町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

## 第9 被災中小企業者の復興支援

町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第10 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。